

令和元年10月9日
総合教育会議
資料 ①

大牟田市まちづくり総合プラン (案)

目次

I	計画策定の意義	1
II	計画の位置付け及び期間	2
III	大牟田市総合計画 2016～2019 のふり返り	3
IV	本市を取り巻く社会背景と課題	10
V	目指す都市像と基本目標	16
	（1）目指す都市像	16
	（2）基本目標	17
VI	人口	20
VII	土地利用の方向性	21
VIII	都市像実現のために4年間で取り組む施策	22
	（1）まちづくり総合プラン施策体系図	22
	（2）基本目標達成のための施策	25
	第1編 未来を拓く人がはぐくまれています	25
	第2編 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています	41
	第3編 支えあい、健やかに暮らせています	49
	第4編 都市と自然が調和した快適なまちになっています	61
	第5編 安心して安全に暮らせています	73
	計画の実現に向けて	83

I 計画策定の意義

本市では、昭和 45（1970）年に第一次総合計画を策定して以降、5 次にわたり計画を策定し、各計画において将来像を描き、その実現に向け総合計画に掲げる諸施策に取り組んできました。

本市は、明治時代以降、三池炭鉱と石炭化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展を遂げ、わが国の産業・経済の発展に大きく貢献し、平成 29（2017）年 3 月 1 日に市制 100 周年を迎えました。このため、本市には、産業都市として集積されたものづくりの技術や、ユネスコ世界文化遺産の構成資産をはじめとした歴史的に見ても価値の高い近代化産業遺産が多く残っており、大蛇山などの本市固有の財産とあわせ、これらは貴重な地域資源となっています。

今後は、次の 100 年に向けて、これらの地域資源を活用するとともに、少子高齢化・人口減少などの社会的課題や時代の潮流を踏まえたまちづくりを行っていく必要があります。また、市民と行政による協働のまちづくりを一層進め、誰もが健康で心豊かに快適な生活を送ることができるまちをつくり出し、未来を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

国においては、地方分権改革が進められ、平成 23（2011）年 8 月 1 日以降は、総合計画を策定するかどうかの判断が各自治体に委ねられるなど、地方自治体の自主・自立が求められています。

このような状況を踏まえ、多様化・複雑化していく本市の課題に、戦略的な視点をもって柔軟かつ適切に対応し、市民と行政とが目指す姿を共有しながらまちづくりを進めていくため、平成 26（2014）年に第 5 次総合計画を策定しており、今後も引き続き総合計画を策定することとします。

Ⅱ 計画の位置付け及び期間

1 計画の位置付け

総合計画は、本市の目指す将来の都市像を掲げ、その都市像実現のための施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成します。

まちづくり総合プランは、産業、福祉、教育、生活環境などまちづくりに必要なあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針として、大牟田市総合計画条例に基づき策定するものです。

まちづくり総合プランは、長期的な展望に基き、目指す都市像を掲げ、その目指す都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものであり、本市の個別計画の基本となるものです。また、国、県等の計画との整合性にも配慮し、本市の発展と計画の円滑な運営につなげていくことを目指しています。

また、まちづくり総合プランは、行政運営だけに留まらず広く市民にとってもまちづくりの指針となるものです。

2 期間

まちづくり総合プランの計画期間は、令和 2（2020）年度から令和 5（2023）年度までの 4 年とします。

Ⅲ 大牟田市総合計画 2016～2019 のふり返し

第 5 次総合計画まちづくり総合プランでは、「人が育ち、人でにぎわい、人を大切にす る ほっとシティおおむた」を都市像として掲げ、その実現に向けて市民とともに様々な取組みを進めてきました。この計画の計画期間における取組みは、一部において目標を達成できていない取組みもありますが、全体として概ね順調に進んでいます。

平成 29 (2017) 年 3 月、本市は市制施行 100 周年を迎えました。市民提案自主事業をはじめ多くの記念事業が実施され、市民一人ひとりが本市の歴史や文化への理解をより一層深め、愛着や誇りを抱き、新たなまちづくりの一步を踏み出すことができました。

また、喫緊の課題である人口減少に歯止めをかけ、少子高齢化に対応するため、安心して子どもを産み育てたいと思えるような環境づくりや特色ある学校教育の展開、企業誘致や市内企業の競争力強化、新規創業の促進とともに、官民が一体となったシティプロモーションを進めるなど、まちづくり総合プランに掲げる施策・事業を展開しながら、次の 100 年に向けたまちづくりを進めています。また、これらの取組みとあわせて、将来にわたる安定的な行政運営や新たな行政課題に対応するため、職員の適正配置や財政規律の確保なども進めています。

近年、若い世代がアイデアや行動力を生かして、地域を元気にする取組みやシティプロモーション活動などに積極的に関わるなど、まちづくりへの意欲が芽吹いてきています。まちづくりは人づくりからと言われるように、これまでの取組みで高まった本市のポテンシャルを活かすため、引き続き次代を担う人材の育成に配慮したまちづくりを進めていきます。

なお、本計画期間において進めてきた主要な取組みは、以下のとおりです。

【はぐくみ】

安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育ての負担感・不安感の軽減や仕事と家庭の両立支援に向け、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの開設をはじめ、学童保育所の待機児童解消に向けた取組み、子ども医療費の市独自助成の拡大などに取り組みました。あわせて、出会いの場の創出やサポートに向け、近隣自治体や民間団体等との連携により、婚活イベントや婚育セミナーを開催しました。

学校教育については、ESD（持続可能な開発のための教育）を中核として、郷土愛をはぐくむ学習や英語教育などの本市の特色ある教育を実施しました。具体的には、学力の向上、英語教育の充実、海洋教育の実践、思いやりへの取組みなどを通

じ、社会を生き抜く力の基礎となる知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進しました。特に ESD については、各学校において、子どもたちが地域の人と共に、地域資源を生かした「まちづくり」について自分で考え、活動する取組みを継続しました。その結果、本市は日本全国や世界が認める「ESD のまち」に成長しています。また、子どもたちが安心して学べるよう、スクールソーシャルワーカーの独自配置、学校施設の耐震化、エアコンの設置、学校再編整備など、教育環境の整備を行いました。

高等教育については、有明工業高等専門学校学科再編や帝京大学福岡キャンパスで大学院が開設されるなど、地域において専門的な教育を受けることができる環境が充実され、より高度な教育を受ける機会が確保されるとともに、今後のまちづくりを担う人材の育成につながっています。

文化芸術については、世界文化遺産をはじめとした近代化産業遺産や文化財等を通して、地域に残されている郷土の歴史や文化に触れる機会の充実に取り組んでいます。また、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会を充実させ、文化芸術を身近に感じ、豊かな感性を育む取組みを進めています。

<重点的に取り組んだ主な事業>

子育て世代包括支援センター事業／子ども医療費助成事業／放課後児童健全育成事業／おおむた縁結び支援事業／通学合宿支援事業／子ども読書推進事業／文化芸術を通じたコミュニケーション能力アップ事業／子ども未来デッサン事業／子どもの体力向上事業／おおむた・みらい・ESD 推進事業／人と海と未来をつなぐ海洋教育推進事業／大牟田英語教育ステップアップ推進事業／大牟田学力ブラッシュアップ推進事業／「思いやり・親切」応援隊子どもプロジェクト事業／子ども大牟田体力検定推進事業／学校再編整備推進事業／多様な学習機会提供事業／生涯学習ボランティア登録派遣事業／地域スポーツ活動推進事業／（仮称）総合体育館整備事業／市史編さん事業／近代化産業遺産活用事業／三川坑跡保存活用事業／市制 100 周年記念事業／街かどのにぎわい創出事業／人権・同和問題啓発推進事業／男女共同参画に関する意識啓発事業／女性参画促進事業

【にぎわい】

地域企業の活性化と競争力強化については、大牟田市地域活性化センターのアドバイザーを増員し、技術開発や取引拡大に関する相談・支援などに取り組みました。併せて、企業等の人材確保並びに移住・定住を図るため、企業合同面談会や高校生のための就職ガイダンスを開催するとともに、市内中小企業等に就職した若者に対する奨学金返還支援やUIJ ターン就職に係る家賃助成の制度を創設しました。

企業の立地については、大牟田エコタウンやみなと産業団地等への企業誘致により立地が進み、雇用の創出に繋がっています。新たな内陸型産業団地として、新大牟田駅南側地区の整備に向けた取組みを進めています。また、平成 30（2018）年に開港 110 年を迎えた三池港は、国、福岡県による港湾整備や官民一体となったポートセールスにより、コンテナの取扱量も増加してきています。

中心市街地の活性化については、平成 29（2017）年 3 月に中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受け、重点的かつ集中的に取り組みました。タウンマネージャーを配置し、空き店舗対策やイベント等による賑わい創出などへ取り組むことで、空き店舗数の減少や来街者数の拡大に繋がっています。

観光振興については、観光商品の開発や地域資源を活用したイベント開催など、民間との連携により取り組みました。また、飼育動物の暮らしを豊かにする取組みで広く認知されてきた大牟田市動物園では、施設の魅力向上に向けた整備を進めています。

農業・漁業の振興については、生産性向上や担い手不足解消等のため、中山間地域におけるほ場整備を進めるとともに、ノリ共同加工施設の整備に取り組みました。

情報発信については、「大牟田市シティプロモーション戦略」を策定し、“選ばれるまち おおむた”となるよう、プロモーション活動に取り組んでいます。また、平成 29（2017）年 3 月に誕生した公式キャラクター「ジャー坊」は、市民に親しまれる存在となり、本市の情報発信にも貢献しています。さらに、移住定住については、お試し居住やお試しツアーなど、女性の視点を活かした事業に取り組みました。

<重点的に取り組んだ主な事業>

地域企業支援強化事業／新商品開発・販売力強化支援事業／三池港利用促進ポートセールス事業／企業誘致推進事業／（仮称）新大牟田駅南側産業団地整備事業／観光おもてなし事業／観光商品開発事業／動物園機能強化事業／中小企業新規創業促進事業／中心市街地賑わい創出事業／担い手育成・確保事業／漁業生産基盤整備事業／ほ場整備推進事業／ノリ共同加工施設整備事業／市内事業所への就業促進事業／UIJ ターン若者就職奨励事業／おおむた 100 若者未来応援事業／おおむたの魅力発信事業／移住定住促進事業／メディアを活用した情報発信事業

【やさしさ】

市内6カ所に設置する地域包括支援センターをはじめ、福祉・医療・介護に携わる人たちと地域・行政が連携を図りながら、地域におけるつながりづくりや生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。中でも、まち全体で認知症に対する理解を深め、認知症の人と家族を支える取組みについては、全国的にも広く評価され「大牟田方式」と呼ばれるまでになっています。また、介護保険法改正により新たに制度化された介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、現行サービスに加え、市独自の基準緩和型サービスを創出しました。

健康づくりの推進については、がん検診等に加え、インセンティブの提供による健康づくり意識の向上やスマートフォンアプリの活用によるウォーキングの推奨など、新たな取組みを実施しながら、より多くの市民の健康づくり活動を促進しています。

障害のある人への支援については、行政や障害福祉関係者のネットワークにより、障害への理解促進に向けた普及啓発をはじめ、地域生活への移行支援や就労支援、社会参加の促進に向けた取組みなどを進めています。

この他、国民健康保険や高齢者医療制度、生活保護など社会保障制度の安定的な運営を進めるとともに、生活困窮者の経済的・社会的な自立支援に向け、相談体制や支援サービスの充実を図りました。

<重点的に取り組んだ主な事業>

健康への新たな一歩応援事業／健康づくり地域活動推進事業／地域包括支援センター事業／地域認知症ケアコミュニティ推進事業／介護予防・日常生活支援総合事業／在宅医療・介護連携推進事業／障害者自立支援・差別解消支援協議会活動推進事業／生活困窮者自立支援事業／国民健康保険の安定運営事業／国民健康保険保健事業／後期高齢者医療制度実施事業

【くらし】

人口減少や少子高齢化が進む中においても、市民にとって利便性が高く、効果的・効率的な都市経営を実現し、長期的に都市の活力が維持できる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていく必要があることから「立地適正化計画」や「地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、あわせて「都市計画マスタープラン」の改定も行いました。

中心市街地においては、賑わいと魅力ある都市空間の創出に向けて、新栄町駅前地区の市街地再開発への取組みが進められています。

道路や交通ネットワークについては、有明海沿岸道路の三池港 IC から大川東 IC 間が開通し、広域交流拠点としてのポテンシャルがより一層高まりました。

住宅・住環境については、市営住宅の計画的な建替えや民間事業者等との協働による住宅セーフティネットの充実を図るとともに、空き地と空家の適正管理を一体的に進めるための条例を制定し、相談窓口の充実や特定空家等の認定、老朽危険家屋の除却を促進するなど、利活用と適正管理の両面から空き地・空家対策を進めています。

衛生的な生活環境の整備については、持続可能な污水处理システムを構築するために、下水道と浄化槽との適切な役割分担のもと、生活排水対策を進めています。

ごみの処理については、地域における資源物の回収や、広報、排出指導等による市民等への意識啓発を図り、減量化・資源化及び適正処理に取り組むとともに、分別品目の拡大等、更なる資源化・減量化に向けた施策を検討しました。なお、現在の燃えるごみ処理施設が終了した後の、新たなごみ処理施設の整備について検討を行っています。

<重点的に取り組んだ主な事業>

空き地の適正管理推進事業／新栄町駅前地区市街地再開発事業／公園施設長寿命化対策事業／公園ボランティア活性化事業／有明海沿岸道路等国・県道整備促進事業／橋梁長寿命化事業／大牟田駅連絡橋改修事業／路線バス運行対策事業／高齢者等の円滑な居住確保促進事業／空家等対策推進事業／東部地区市営住宅建替事業／省エネ行動促進事業／浄化槽設置整備事業／生活排水対策啓発事業／公共下水道污水管渠整備事業／水洗化普及促進事業／下水道施設長寿命化事業(污水)／ごみ散乱防止事業／ごみ不適正処理対策推進事業／ごみ減量化推進事業／地域資源物分別回収事業／一般廃棄物(ごみ) 排出指導及び啓発事業／一般廃棄物(ごみ) 排出支援事業／

【あんしん】

市民の生命、身体及び財産を守り、安心して安全に暮らせるよう、大規模な自然災害や、高齢者等を標的とした悪質な犯罪や消費者トラブルなどへの対策に取り組みました。

事故・犯罪の未然防止については、交通事故をなくすため高齢運転者の免許証自主返納支援に取り組むとともに、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進に取り組んでいます。また暴力団排除条例に基づき、関係団体等との連携・協力により暴力団排除に取り組んでいます。

防災・減災については、校区安心安全まちづくり推進協議会を中心とした市民・

地域との協働による防災訓練など意識啓発の取組みや防災士の養成などを進めるとともに、浸水対策として手鎌南川の河川改修や調整池整備、白川ポンプ場や都市下水路の整備、その他都市基盤や建物の耐震化を進めています。

消防については、筑後地域8消防本部による通信指令業務の共同運用を開始し、広域連携を推進するとともに、消防団員の加入促進による充実・強化に取り組んでいます。

地域保健医療の充実については、医師会、歯科医師会をはじめ大牟田市立病院、市内の医療機関の協力・連携のもと、平日時間外・休日の急患体制を維持しています。

上水道については、安全で確実な水の供給を行うため、配水池の耐震化や送配水管の老朽管更新を進めています。

安心できる消費生活の推進については、荒尾市、南関町、長洲町との広域連携を開始し、相談者の利便性向上や正しい知識の周知・啓発を行いました。

<重点的に取り組んだ主な事業>

地域防災力強化事業／防災・減災推進事業／手鎌南川河川改良事業／公共下水道白川排水区整備事業／下水道施設長寿命化対策事業（雨水）／住宅防火対策事業／防火対象物安全対策事業／応急手当普及啓発事業／消防団員加入促進事業／消防団・地域連携強化事業／配水池更新事業／老朽管更新事業／水道一元化推進事業／水道施設設備更新事業／消費生活センター事業

【計画の実現に向けて】

市民との協働については、「協働のまちづくり推進条例」に基づき、17校区で設立された校区まちづくり協議会などの地域コミュニティ組織へ支援を行うとともに、市民活動等多目的交流施設を拠点とした、市民活動の活性化やネットワーク化を進めています。

行財政運営については、一時的な取組みに頼ることなく、収支均衡を継続させ、同時に未来への投資を行えるような基礎体力を強化するため、財政構造強化指針を改訂しました。あわせて、「行政評価」や「部局の方針」などの行政マネジメントシステムを活用しながら、成果重視型の行政運営を進めています。

行政サービスの利便性向上については、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の情報連携の本格運用に対応するため、システム整備などを行うとともに、マイナンバーカードの普及に取り組んでいます。また、熊本地震の発生等による安心安全意識の高まりにより、老朽化が進行する庁舎の耐震診断および現況調査を当初の予定よりも前倒しして行い、庁舎整備の基本方針を定め、庁舎整備の取組みを進めて

います。

公共施設の維持管理については、大牟田市公共施設維持管理計画に基づき、必要性・緊急性が高い施設から保全工事を実施しています。また、公共施設の統廃合、売却等による施設総量の縮減を図りながら、利活用に係る検討を進めています。

広域連携については、柳川市、みやま市、荒尾市、南関町、長洲町の3市2町と有明圏域定住自立圏を形成し、圏域全体の魅力向上を図っています。

<重点的に取り組んだ主な事業>

協働のまちづくり推進条例周知事業／広聴活動推進事業／校区まちづくり協議会加入促進事業／防犯灯及び街路灯 LED 化緊急促進事業／人材育成・地域活動促進事業／市民活動サポート事業／未利用地有効活用事業／財政構造強化事業／適正課税推進事業／市税収納・滞納整理推進事業／公共施設マネジメント推進事業／適正な公共調達推進事業／業務最適化推進事業／定住自立圏構想推進事業／窓口業務利便性向上事業／社会保障・税番号制度推進事業／行政サービスの ICT 化推進事業／情報セキュリティ対策事業／庁舎整備の検討

IV 本市を取り巻く社会背景と課題

4年間で取り組む施策を検討するにあたっては、我が国を取り巻く状況及び大牟田市の現況などの社会背景とそれらから見た本市の課題を把握する必要があることから、押えておくべきポイントを5項目設定し、以下のとおり整理しました。

(1) 人口減少・少子高齢化と地方創生

我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、令和12(2030)年から令和17(2035)年の間には、全ての都道府県で人口減少が始まるとされています。あわせて、地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっていると指摘されています。

このような状況を踏まえ、国は平成26(2014)年にまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、平成27(2015)年度を初年度とする5年間の総合戦略を策定し、情報支援(地域経済分析システム(RESAS)の提供等)・人材支援(地方創生コンシェルジュ制度や地方創生人材支援制度等)・財政支援(地方創生関連補助金等)により自治体の取組みを支援しています。以降、全国1740の市区町村が地方版総合戦略を策定し、それぞれの地域の特色や地域資源を活かした地方創生の取組みを展開しています。

国は、東京圏への一極集中是正に向け、令和2(2020)年時点で東京圏からの転出者と東京圏への転入者を均衡させるという目標を掲げ、都市圏の私立大学の定員削減や地方への企業の本社移転の促進等の取組みを実施しています。しかしながら、現在でも東京圏への転入超過が年10万人を超える規模で推移しており、さらに一極集中は進んでいる状況にあります。九州においては、福岡市に人口が集中する状況が続いており、有明圏域(大牟田・みやま・柳川)でみると人口が減少しています。

さらに、人口減少だけではなく、人口構造も大きく変化しています。未婚化・晩婚化や経済的理由を要因とした出生数の低下に加え、平均寿命の延伸による高齢者人口の増加もあいまって、少子高齢化が進んでいます。内閣府の高齢社会白書によると、平成27(2015)年では、1人の高齢者を現役世代(15~64歳)2.3人で支えているのに対し、約50年後には、1人の高齢者を現役世代1.3人で支える社会が到来すると予測されています。

そこで、今後人口構造の変化が一層進んでいく中、国では、持続可能な社会保障制度を確立するため、受益と負担の均衡がとれたものとなるよう各制度の見直しが進められています。さらには、令和元(2019)年10月からは、消費税率を10%とすることで、社会保障の安定財源を確保するとともに、幼児教育無償化をはじめと

する子ども子育て支援の充実なども図られることとされています。

地方での人口減少や人口構造の変化は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させます。それが、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環となり、地域経済社会の急速な縮小につながります。

本市においても、人口減少と少子高齢化が進んでいますが、一方で、平成 29(2017)年の本市合計特殊出生率は国の 1.43 や福岡県の 1.51 を上回る 1.69 であり、国・県よりも総じて高い状況が続いています。今後も引き続き、国や県と連携し、人口の自然減や社会減への的確な対応を図るとともに、本市の定住人口や交流人口の増加と合計特殊出生率の更なる向上に取り組むことにより、将来の人口減少や少子高齢化を見据えた地方創生に取り組むことが必要です。

(2) 持続可能な社会の実現

1960 年代から 1970 年代にかけて、先進諸国では地域的な公害が大きな社会問題となる一方で、開発途上国では貧困からの脱却が急務でした。そうした背景から、昭和 47(1972)年のストックホルム宣言により、経済や社会の発展のためには、環境保全の視点を持つことが重要という考え方が明示され、昭和 55(1980)年には、世界環境保全戦略において「持続可能な開発」という概念が国際的に初めて示されました。その後、持続可能な開発の実現に向けて、平成 4(1992)年の環境と開発に関する国連会議（地球サミット）など、幾度かの国際会議が開催され、実施計画等が採択されています。

その後、極度の貧困と飢餓の撲滅や環境、人権のグローバルな取り組みとして、平成 12(2000)年にスタートしたミレニアム開発目標（MDGs）を経て、平成 27(2015)年 9 月の国連本部で開催された国連サミットにおいて、193 の国連加盟国により「2030 年に向けて国際社会が持続可能な開発のために取り組むべき 17 の目標」である SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。

SDGs は、人間、地球、豊かさ、平和のための目標であり、国際社会のパートナーシップにより、全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。また、平成 27(2015)年 12 月に 196 の国・地域により採択されたパリ条約とともに、気候変動や生物多様性の喪失への対応、温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に向け、経済社会の抜本的な転換を求めるものです。

その実施に向け、国においては、平成 28(2016)年 5 月に「SDGs 推進本部」を設置し、同年 12 月、今後の日本の取組みの指針となる「SDGs 実施指針」、平成

29(2017)年 12 月に方向性や主要な取組みを盛り込んだ『SDGs アクションプラン 2018』を決定しました。以降、企業における環境問題や社会問題の視点を経営に取り入れた SDGs の取組みの強化、SDGs を原動力とした地方創生、次世代・女性の活躍の推進などが進められています。また、民間企業においては、社会貢献活動の一環として SDGs に取り組むのみならず、SDGs を自らの本業に取り込み、ビジネスを通じて社会的課題の解決に貢献することに取り組んでいる企業もあります。

本市は、石炭産業の隆盛の一方で、長期にわたる公害問題を抱え、それを克服してきた経過があります。現在も、環境保全に向けた取組みとともに、「低炭素社会」「資源循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、生活排水対策やごみの減量化・資源化等に対する意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組みを進めています。あわせて、全ての市立の小・中・特別支援学校がユネスコスクールに加盟し、「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進しており、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めています。

今後もこれらの取組みをはじめ、本市における各施策の推進にあたり、SDGs との関連を意識しながら、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要となっています。

(3) 地域経済と技術革新・グローバル化

我が国の経済は、平成 24(2012)年 11 月を底に緩やかな回復基調が続いています。海外経済が緩やかに回復する中で、日本の輸出や生産は持ち直しが続き、企業収益は過去最高となり、雇用・所得環境も改善しています。また、個人消費や民間企業設備投資など国内需要も、持ち直しており、好循環が進展しています。他方で、景気回復のリスク要因としては、米国や中国、EU など諸外国経済の不確実性や金融資本市場の変動が挙げられ、引き続き留意が必要とされています。

生産年齢人口の減少や景気回復の長期化によって、労働市場では人手不足感が高まっています。今後は、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」や成長戦略の核となる「生産性革命」などの各種政策により、潜在成長率をさらに引き上げていくことが重要とされています。

このような中、第 4 次産業革命とも言われる情報化の更なる進展や AI・ロボット等の新技術の普及により、人口減少や少子高齢化、エネルギーや環境制約、生産性の向上や多様な働き方の実現など、経済社会に様々な影響を与えることが予測されています。例えば、自動車の運転、物流の面であれば、人手不足に直面する物流現場の効率化につなげられ、過度な業務負担も大幅に軽減されるほか、交通事故の削減など、安全・安心な自動運転社会にもつながります。さらには、オンライン医療

やIoTを活用した見守りサービスなどにより、高齢者も含め利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力の向上が図られることが期待されています。

一方で、グローバル化の面では、アジア振興国等の経済成長により海外旅行者数が増加していることをはじめ、日本への国際的注目度の高まりや訪日外国人旅行者の拡大に向けた施策が進められたことなどにより、近年、訪日外国人旅行者の急速な増加が続いています。あわせて、令和2(2020)年の東京オリンピック・パラリンピック及び2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催や、国際観光需要の伸び等から、インバウンド消費の増加による好影響も見込まれています。

有明圏域においては、有明海沿岸道路で結ばれる九州佐賀国際空港において国際線の拡充が進められていることから、将来的にはインバウンドの伸びが期待される場所です。

本市においても、有効求人倍率は、平成26(2014)年7月以降、1を上回る状況が続いており、また、本市の個人市民税の状況から、市民所得の状況はプラス傾向が見られます。また、企業の動向としては、新たな企業立地が進むとともに製造業における製造品出荷額等(※)が増加傾向にあります。

さらなる地域経済の活性化に向け、このような技術革新の流れやグローバル化の進展を踏まえるとともに、広域交通ネットワークやものづくりの技術、整った教育環境や自然災害の少なさなどの地域の特性を活かし、産業の多様化を図るとともに、時代の流れに対応できる地域企業の育成や人づくりが必要となっています。

※製造品出荷額等…「製造品出荷額」「加工賃収入額」「その他収入額」を合計したもの

(4) 地域共生社会の実現や安心安全のまちづくり

少子高齢化や核家族化の進行、それに伴う一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加により、地域のつながりや家庭の機能の低下が生じてくる中、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする対応が困難なケースが増加しています。こうしたケースや地域の課題やニーズの多くは、これまで地域や家族における人と人とのつながりの中で対応されてきたものです。

今後は、地域を基盤として人と人とのつながりを再構築するとともに、公的支援も地域の実情に応じて、高齢・障害といった分野をまたがって総合的に支援を提供しうよう変わっていく必要があります。

そこで、公的支援における制度や分野ごとの縦割り、さらには「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

一方、東日本大震災(平成 23(2011)年)をはじめ、熊本地震(平成 28(2016)年)、北海道胆振東部地震(平成 30(2018)年)など、広域かつ甚大な被害をもたらすような地震が発生しています。加えて、九州北部豪雨(平成 24(2012)年、平成 29(2017)年)など全国各地で記録的な豪雨が発生しており、台風や梅雨の影響や気候変動により、今後もその傾向が増していくと想定されています。

また、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれるなど、全国的に安全を脅かす事件等は後を絶たず、犯罪に対して不安を抱く人が少なくありません。

こうした災害対応や防災、防犯を進めて行く中において、あらかじめ被害の発生を想定した減災に向けた取組みや犯罪から市民を守る取組みとともに、声かけや見守りといった日常における地域住民同士のつながりが改めて見直されています。

本市においては、要配慮者に対する見守りやふれあいサロン活動、「大牟田方式」と呼ばれる地域認知症支援の取組みをはじめ、防犯活動や防災訓練など、地域住民や事業所、関係団体による主体的な取組みが進められています。地域共生社会の実現をはじめ、災害や犯罪から住民の生命、身体及び財産を守る安心安全なまちづくりを進めるためには、今後も市民、地域コミュニティ組織、団体、事業所、学校、NPO（民間非営利組織）、行政等あらゆる主体がまちづくりへ参加及び連携・協働し、互いに支え合いながら継続的な活動を行うことが重要となっています。

(5) 人口減少時代に求められる行財政運営

地方行財政運営を取り巻く環境は、人口減少社会や人口構造の変化、個人の価値観やライフスタイルの変化、AI・ロボット等の技術革新など、絶えず変化を続けています。将来、より人口減少や少子高齢化が進むと予測される中、生産年齢人口が減少し、税収の増加は容易に見込めない一方で、社会保障費の増加が予測されます。また、高度成長期に整備した公共施設は、これから大規模な更新の時期を迎えます。さらには、自治体においても、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されてきます。

今後の人口動態を見据え、令和 22(2040)年頃の自治体が抱える行政課題を整理し、対応策を検討することを目的として開催された総務省「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告では、こうした状況を前提に既存の制度・業務を大胆に再構築する必要があると提言されています。その中では、環境変化に対応し、自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくための具体的な方法として、AI・ロボット等の自動化・省力化につながる技術を徹底的に使いこなすとともに、自治体毎に異なるシステムや様式の標準化・共通化により、職員は企画立案業務等の職員でなければできない業務に注力し、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮できるスマート自治体への転換の必要性が示されています。あわせて、

個々の市町村が文化、教育、福祉などの公共サービス提供のための施設等を全て自ら整備し、保有するのではなく、相互に補完するなど、圏域単位等による自治体間で、有機的に連携することで、都市機能等を維持確保していく必要性も示されています。

本市においても、人口減少と少子高齢化が一層進むことにより、市税収入をはじめとする行政資源の減少や社会保障費の増加が見込まれます。このため、PDCA サイクルによる効果的・効率的な行財政運営を進めながら、大きな情勢の変化を見据え、更なる職員数の適正化や組織機構のスリム化、職員の能力開発や資質の向上、ICT を活用した情報化の推進など、未来志向による新たな行財政運営を確立する必要があります。また、現在整備に向けて検討を進めている市庁舎や体育館、ごみ処理施設のみならず、道路や橋梁など様々な公共施設が老朽化しており、維持改修や更新が必要となっています。

さらには、様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民との適切な役割分担による協働のまちづくりの推進、アイデアやノウハウ、資金などの民間活力の導入などが重要となっています。加えて、有明圏域定住自立圏の自治体との連携を一層深めながら、各自治体における行政サービスの維持・向上と圏域全体の活性化を図ることで、持続可能性を高めることが求められています。

V 目指す都市像と基本目標

都市像と基本目標は、市民と行政がともにまちづくりを進めるにあたり、まちのあるべき姿や望ましい姿をあらわすものとして掲げるものです。この都市像と基本目標は、短期間で変わるものではなく、長期的視点で実現を目指していくものであるため、第6次総合計画においては、第5次総合計画にて掲げた都市像と基本目標を継承し、その実現に向け引き続き取り組むこととします。

(1) 目指す都市像

大牟田市は、明治時代以降、日本の近代化を支えてきた石炭産業の隆盛とともに発展しました。これまでも多くの人が集まり、このまちに暮らす人々の英知と活力によって、様々な歴史や文化が生み出され、まちの魅力を形成しています。これらは今後も引き継いでいくべきものと考えます。

そのうえで、これからの新しい時代においては、このまちに暮らす人が、生まれ、育った郷土に愛着と誇りを持ち、安心して暮らすことができ、ずっと住み続けたいと思えるように、本市の独自性や強みに目を向け、これまでになかった新しい視点や取組みを示しながら、将来にわたり持続的に発展するためのまちづくりを進めていくことが求められています。

まちづくりは人づくりからと言われるように、まちは人によって成り立つものです。人が生活を営むことにより活気が生まれます。人と人とのつながりの中から、やさしさや思いやりがはぐくまれます。家庭、地域、学校、職場など様々な場面において、多くの市民が人を育てることの重要性を認識しています。そのため、これまで以上に人を中心としたまちづくりが必要です。

このようなことから、将来にわたって安心して暮らし、本市に住んでいることを自ら誇ることができるまちづくりを、市民とともに実現していくため、大牟田市の目指す将来の都市像を、次のとおり定めます。

人が育ち、人でにぎわい、人を大切にする ほっとシティおおむた

(2) 基本目標

<基本目標1 はぐくみ 未来を拓く人がはぐくまれています>

このまちで人が暮らし続けていくためには、このまちを支える人が必要です。このまちを支える人には、豊かな人間性と時代の変化に対応できる力が求められます。特に、大牟田の未来を担う世代である子どもたちには、幅広い知識や教養、新しい時代を切り拓く力を養うことが重要です。

そのため、安心して子どもを産むことができ、育てやすい環境を整えるとともに、家庭や地域、学校において、豊かな心や社会を生き抜く力、持続可能な社会をつくる力がはぐくまれるまちを目指します。

また、生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その学習の成果をまちづくりに活かすことができる仕組みづくり、スポーツや文化芸術の振興を通じた人づくり、あらゆる人を尊重し、理解し合える気持ちを持つ人づくりなどを通して、未来の大牟田を担う人づくりが行われているまちを目指します。

<基本目標2 にぎわい 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています>

人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等により、まちのにぎわいが失われてきています。

本市の経済活動が活発に行われることで、そこに雇用が生まれ、市民が安心して住み続けられる環境の創出が期待できます。また、市外から人を呼び込み、人が行き交うことでまちの賑わいが生まれます。人を呼び込むためには、大牟田の魅力を発信していくことも必要です。

本市には、これまでの歴史で積み重ねられてきたものづくりの技術があり、今後もこの力をまちづくりに活かしていく必要があります。また、本市固有の財産である大蛇山、本市の発展に関わりの深い近代化産業遺産、鉄道や道路などの広域交通ネットワーク、さらには、有明海や三池山などの自然の豊かさも活用していくことが求められます。

これらの地域の宝が活かされ、様々な産業が発展し、活気あるまちが作り出され、人が働き続けることができ、人でにぎわうまちを目指します。

〈基本目標 3 やさしさ 支えあい、健やかに暮らせています〉

少子高齢化や核家族化、都市化が進む中、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族構成や家族の役割が大きく変化しています。また、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴い、地域社会のつながりが希薄になってきており、社会的に孤立する人が増加しています。

こうした中、自助、共助、公助の視点で、市民、地域コミュニティ組織、団体、事業所、行政等が適切に連携し、心身や経済の状況に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みをつくっていくことが必要です。また、活力ある地域社会を築いていくためには、すべての市民がその生涯を通じて健康であることが重要です。

このため、誰もが互いにあいさつを交わし、人と人とのつながりの中で、社会に参加することができる仕組みづくりを進めるとともに、ライフステージや個人の健康状態に応じた健康づくりをまち全体で支援することで、すべての市民が共に支えあい、生きがいを持って健康に暮らし続けることができるまちを目指します。

〈基本目標 4 くらし 都市と自然が調和した快適なまちになっています〉

本市は海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、気候も温暖で自然災害も少ないまちです。これに加え、鉄道、道路や港などの都市基盤が整い、利便性の高い都市機能を持ったまちでもあります。今後は、都市と自然の調和に配慮しながら都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの確保による都市機能の向上を図り、市民にとって利便性の高い持続可能なまちを目指します。

これらの豊かな自然と都市環境の中で、環境負荷の低減や自然環境の保全を進め、人々の暮らしに潤いのある地球にやさしいまちを目指します。

また、住宅や下水道、公園など快適に暮らせる生活基盤が整い、都市と自然環境の調和がとれた、清潔で美しい快適なまちを目指します。

<基本目標 5 あんしん 安心して安全に暮らせています>

近年、日本や世界の各地で大規模な自然災害が発生しており、災害から市民の生命、身体及び財産を守るための対策は欠かすことのできないものです。自然災害が発生したときに被害を最小限に食い止められるよう、あらかじめ被害を減らすための備えも必要です。また、消防体制の充実、地域医療体制の確保、犯罪や交通事故の防止などの暮らしの安全確保、生活に欠かすことのできない水の供給、より良い消費生活など、市民が安心して安全に暮らせる取組みが求められています。

このため、行政と市民のそれぞれが災害への備えを充実させるとともに、モラルやルールを守ることで犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

<計画の実現に向けて>

少子高齢化や人口減少の進行、個人の価値観やライフスタイルの変化による市民ニーズの多様化・複雑化により、これまで行政が担ってきた公共サービスを今後も行政だけで維持することは、困難な状況になっています。

このような中であっては、市民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚しながらこのまちの目指す方向性を共有し、互いに助け合いながら自らの力で住みよいまちをつくるのが大切です。

一方、地方分権の進展に伴い、自治体においては、個性を活かしながら、自立したまちづくりを進める必要があります。

このような社会背景から、まちづくり総合プランに掲げる目指す都市像の実現及び各基本目標の達成に向けて、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくとともに、近隣自治体との連携の強化や自動化・省力化につながる技術の活用を図るなど、効果的・効率的で安定した行財政運営を行うことができるまちを目指します。

VI 人口

人口は、今後のまちづくりの方向性を検討する際の重要な指標です。人口の減少は、生活関連サービスの縮小や税収減による行政サービス水準の低下、地域コミュニティの機能低下など、市民生活に様々な影響を与えるとされています。

日本の総人口は、平成20（2008）年から減少局面に入っており、今後、さらなる人口減少は避けられないものと予測されています。

大牟田市の人口は昭和30年代半ばに21万人近くまで達しましたが、以降、減少が続いており、平成27（2015）年には12万人を下回る状況となりました。

人口減少に転じた主な要因は、基幹産業の衰退等により市外への転出が転入を上回る社会減でした。また、平成元（1989）年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の影響も加わっています。合わせて、本市の少子高齢化が進み、高齢化率は36.3%（平成31年4月1日現在）と国や県の20年先を行くとも言われており、現在もそれらの傾向は継続しています。

そのうち、自然動態については、出生数はほぼ横ばいで死亡数が増加していることから、その減少幅は拡大傾向にあります。平成29(2017)年の本市合計特殊出生率は、国の1.43や福岡県の1.51を上回る1.69となっており、平成17（2005）年以降は国・県よりも総じて高い状況が続いています。また、社会動態については、10年ほど前まで減少数が年間1,000人を超えていたものの、ここ2～3年ではおよそ200～400人程度となり、平成30（2018）年は197人と200人を下回るなど、全体的に改善の傾向にあります。このように、本市の人口動態については明るい材料も出てきていますが、人口減少をより緩やかにするには、人口移動の収束や合計特殊出生率の向上はもとより、出産を担う世代の人口減少の緩和に取り組むことが必要です。

平成30（2018）年3月に出された国立社会保障・人口問題研究所の推計（国勢調査人口、中位推計）によれば、本市の令和22（2040）年の人口は、82,171人まで減少するとされています。平成25（2013）年3月時の本市の令和22（2040）年の推計人口78,862人より上振れしているものの、人口減少が今後も続くという依然として厳しい状況にあります。

本市の人口減少がこのように推移していくと予測される中、第5次総合計画に引き続き、人口減少を喫緊の課題と捉え、令和7（2025）年の人口を105,000人と想定し、その実現に取り組んでいくこととします。

Ⅶ 土地利用の方向性

本市においては、人口減少に加え、都市の空洞化が進む一方で、有明海沿岸道路や九州新幹線などの広域交通網の充実や、国内企業の積極的な設備投資を背景に、市内の産業用地への企業立地が進んでいます。

そのような中、市街化区域においては、空き地や空家等の低未利用地が拡大傾向にあり、都市活力の低下や防犯・防災、景観への影響が懸念されています。また、市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落地域の活力の低下などが顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、市街化区域においては、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づき、市民生活に欠かせない都市機能(※)や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトな都市づくりを推進します。

市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、産業の振興や居住環境の改善、既存集落の活力維持に寄与するものについては、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

(※) 商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

VIII 都市像実現のために4年間で取り組む施策

(1) まちづくり総合プラン施策体系図

大牟田市まちづくり総合プランにおける目指す都市像や基本目標に基づき、それぞれの分野を体系的に示すと、下記ようになります。

第1編 はぐくみ

未来を拓く人がはぐくまれています

- 【第1章】安心して子どもを産み、育てることのできるまち
- 【第2章】持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち
- 【第3章】専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち
- 【第4章】未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち
- 【第5章】スポーツを通して生きがい満ち、活気にあふれるまち
- 【第6章】文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち
- 【第7章】一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

第2編 にぎわい

地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになっています

- 【第1章】企業・産業が発展し、活力あふれ成長するまち
- 【第2章】人とものが行き交い、にぎわうまち
- 【第3章】豊かな自然を活かした魅力と競争力ある農業・漁業のまち

第3編 やさしさ

支えあい、健やかに暮らせています

- 【第1章】地域の中でお互いに見守り支え合う、やさしさあふれるまち
- 【第2章】生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち
- 【第3章】高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち
- 【第4章】障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち
- 【第5章】将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

第4編 暮らし

都市と自然が調和した快適なまちになっています

- 【第1章】魅力ある都市空間が形成されたまち
- 【第2章】交通ネットワークが整ったまち
- 【第3章】人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち
- 【第4章】地球や自然を大切にするまち
- 【第5章】資源が循環する環境にやさしいまち

第5編 あんしん

安心して安全に暮らせています

- 【第1章】事故や犯罪のない安心して暮らせるまち
- 【第2章】災害に強いまち
- 【第3章】消防・救急・救助体制の充実したまち
- 【第4章】安全で良質な水があるまち

計画の実現に向けて

- 【第1章】市民と行政がともにまちづくりを進めます
- 【第2章】地域の魅力を積極的に発信します
- 【第3章】健全で効果的・効率的な行財政運営を進めます
- 【第4章】行政サービスの利便性を高めます

(2) 基本目標達成のための施策

第1編 未来を拓く人がはぐくまれています

(大綱)

[第1章] 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

[第2章] 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

[第3章] 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

[第4章] 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち

次世代を担う子どもたちを中心に、ともに学び、考え、行動する人がはぐくまれるまちを目指します。

[第5章] スポーツを通して生きがいに満ち、活気にあふれるまち

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

[第6章] 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

[第7章] 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

第1章 安心して子どもを産み、育てることのできるまち

【基本方針】

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせるまちを目指します。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

【現況と課題】

- 多くの若者は、子どもは日々の生活を豊かにしてくれるという意識を持っています。若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き、子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていくことが必要です。
- 出産を担う年齢層の流出や、経済的不安、結婚観の変化、出会う機会の減少等による未婚化・晩婚化の進行により、出生数が減少しています。出会いの機会の創出や結婚を支援することで、少子化対策や定住促進に取り組むことが求められています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなる中、本市においては、平成30年4月に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（はぐはぐOomuta）を開設しました。今後も、関係機関等との更なる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図っていく必要があります。また、妊娠・出産・子育てに関して、男女が共に学び、親としての自覚を形成するとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等、地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育ニーズに対応した子育て支援の充実や経済的負担の軽減が望まれており、学童保育所等の待機児童解消等、子育て支援の施策や事業に取り組んで行く必要があります。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援の充実、近年全国的に増加している児童虐待事案へ対応するための体制強化及び虐待防止のための相談体制の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）結婚や子育ての希望実現に向けた支援

独身男女の出会いの機会の創出や、若者や子育て世代が、希望を持って家庭を築き子どもを産み育てるためのライフデザインを学ぶ機会の創出に取り組みます。

（視点 2）母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

（視点 3）地域における多様な子育て支援

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。

また、子育て情報や家庭教育に関する学習機会の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

（視点 4）仕事と家庭が両立できる環境づくり

働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者の意識醸成に取り組みます。

（視点 5）様々な家庭への子育て支援の充実

ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待や DV 被害等への相談・支援の充実を図ります。

第2章 持続可能な社会の創り手を育成する学校教育が充実しているまち

【基本方針】

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力を育成するとともに、自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力を育成します。

そのため、「持続可能な開発のための教育（ESD）」などの特色ある学校教育を展開するとともに、知育・徳育・体育のバランスが取れた教育を推進します。また、各学校が多様な教育活動を展開することができるよう、学校教育環境を充実させます。

【現況と課題】

- 複雑で変化の激しい時代においても、一人一人の児童生徒が主体的に学び「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるようにするため、新学習指導要領（令和2年度から小学校で、3年度から中学校で全面実施）を着実に実施していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けてESDに取り組み、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動することのできる児童生徒の育成を進めてきました。今後も、日本におけるESDのリーディングシティとして、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、ESDを一層推進していく必要があります。
- 本市は、全国に先駆けて小学校の英語教育に力を入れ、実績を積み重ねてきました。今後、新学習指導要領の全面実施に向けて、小中学校の連携を一層強化していく必要があります。
- 児童生徒が日常的にいじめや不登校の問題を考え、実践することで、いじめを許さない、みんなが笑顔で登校する「思いやり・親切」のある学校づくりを進めてきました。このことにより、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」と思う本市の児童生徒の割合は全国と比べ高くなっています。
- 体力の向上については、児童生徒が日常的に運動に取り組めるよう工夫したことなどにより、近年の全国調査の結果では本市の小・中学生ともに向上が見られるようになっていきます。今後は家庭とも連携し、運動の意欲の向上と運動習慣の定着を図っていく必要があります。
- 児童生徒数の減少や学校の小規模化の進行によって生じる課題を解決し、良好な教育環境を整備するため、学校再編整備を推進しています。学校再編整備にあたっては、再編後の教育環境について保護者や地域の十分な理解を得る必要があります。
- 学校と地域の連携の推進を図るため、保護者や地域住民の力を学校運営に活かす観点から研究を進めてきました。今後もさらに、各学校と地域の実情を踏まえ、関係機関等も含めた学校運営の在り方などの研究を進める必要があります。また、家庭や地域の教育力を向上させ、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」の風土の醸成に取り組んできました。今後も、学校・家庭・地域が連携し、「共育」とともに、子どもに寄り添い互いの心を響かせ合いながら元気で明るい子どもたちを育成（響育）していく必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）未来を創る児童生徒を育成する特色ある教育の展開

持続可能な社会の創り手をはぐくむ教育である ESD をさらに推進するほか、英語教育の充実、世界遺産学習や海洋教育の推進、ICT の活用、学校間・学校種間の連携強化などの特色ある学校教育を展開します。

（視点 2）子どもの個性や能力を伸ばし、可能性を広げる

「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」を児童生徒にバランスよくはぐくむとともに、その個性や能力を伸ばし、可能性を広げます。また、障害のある児童生徒一人ひとりの状態に応じ、具体的できめ細かな支援や指導の充実に努めます。

（視点 3）学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、小中学校の適正規模・適正配置に向けた再編整備を推進するとともに、多様な学習活動に対応でき、児童生徒等が安全で快適に学び、過ごすことができる施設の整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。

（視点 4）安心して学べ、地域とともにある学校づくり

いじめ防止対策、不登校の防止、経済的困難を抱える保護者の支援や、学校、家庭、地域の連携による児童生徒の規範意識の育成、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成など、安心して学べ、地域とともにある学校づくりを進めます。

第3章 専門的な教育の機会が確保され、高等教育機関等との連携や交流が進むまち

【基本方針】

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

そのため、高等教育機関等との連携を進めながら、学部や学科などの多様化を促進し、専門的で高度な教育を受ける機会を確保するとともに、高等教育機関等の持つ知見を地域課題の解決に活かしていきます。さらには、まちづくりに高等教育機関等の学生等の参加を促すことを通して、まちを支える人づくりを促進します。

【現況と課題】

- 国においては、地方創生をより一層推進する観点から、地域と連携した課題解決や地域産業を担う高度な地域人材の育成等に取り組む高等教育機関等への支援の強化、雇用創出・若者定着に向けた取組みが進められており、高等教育機関等がまちづくりに幅広く貢献していくことが求められています。
- 本市には、帝京大学福岡キャンパスや有明工業高等専門学校をはじめ、4校の公立高等学校、3校の私立高等学校が立地しています。高等教育機関等の存在は、本市の教育水準の向上や教育を受ける機会の多様化に寄与するとともに、高度な専門教育による優秀な人材の輩出や地域の活性化等が期待されることから、今後も多様な学びの場の確保や充実が望まれます。
- 本市は、帝京大学や有明工業高等専門学校をはじめ、東京大学高齢社会総合研究機構と包括協定を締結し、教育や健康・福祉、空き家活用などにおける連携を進めています。今後も高等教育機関が持つ専門性、知見を様々なまちづくりの分野に活かしながら、新たな人材交流や産業の創出をはじめ、より幅広い分野における連携へとつなげていくことが期待されています。
- 帝京大学における学生ボランティア団体「安心安全ていきょう隊」による活動や、有明工業高等専門学校における空き家の調査や利活用、市営住宅のコミュニティ活性化などへの取組み、さらには、各高等学校の学生が主体となり、まちの魅力をPRする活動等が進められています。こうした取組みは、本市まちづくりの一翼を担うとともに、本市への愛着を醸成するなど、まちを支える人づくりに寄与することから、そのような機会の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）高等教育機関等との連携の推進

地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、高等教育機関等との連携を強化し、学部や学科などの多様化を促進するとともに、同機関等が持つ教育資源の有効活用や情報の交流を推進します。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

（視点 2）学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組みや行政が実施する事業への参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。

第4章 未来に向けて、ともに学び、地域で行動する人がはぐくまれるまち

【基本方針】

次世代を担う子どもたちを中心に、ともに学び、考え、行動する人がはぐくまれるまちを目指します。

そのため、子どもたちの人間性、社会性、郷土愛などを地域や社会全体ではぐくむとともに、全世代にわたり、社会の課題を身近な問題ととらえ、地域での「つながり」や「関係性」を大切にすることをはぐくみ、持続可能な地域づくりを進めます。

【現況と課題】

- 本市の人口は減少の一途をたどることが予想されており、特に生産年齢人口の減少が著しく、持続可能な社会の構築に向けて、10年、20年後のまちづくりの担い手となる子どもを地域や社会全体で育てることが喫緊の課題となっています。そのため、子どもを対象とした人間性、社会性、郷土愛を育む取り組みや高校生を中心に、郷土をより良いまちに変えていこうとする姿勢や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢を確立する取り組みが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、人々が生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らすための学習ニーズに応えていくことが必要です。特に高齢者の社会参加の促進と多世代交流による地域づくりを進めていくことが求められます。
- 多くのボランティア団体や地域団体が高齢化を起因とした様々な問題を抱えている一方、社会教育・生涯学習基礎調査において、若者は、自ら企画して実践するボランティア活動等に対する関心度が高いことが分かっています。このことから、ボランティア活動や地域活動において多世代間の交流を促すとともに、若者の関心にあった活動や活動の場を生み出す取り組みが求められています。
- 本市において、現在、学校教育を中心に取り組んでいるESDは、一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための学びであり、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後は社会教育においても、地区公民館を中心に積極的な事業展開が求められます。
- 現在の超高齢社会に起因する後継者不足等の問題は、将来的には地域のまちづくり組織の運営等にも大きく影響することが危ぶまれていることから、地域が直面する課題を把握し、地域づくりにつながる学習活動や、地域課題を解決する仕組みづくりが必要です。
- 社会教育・生涯学習基礎調査の結果では、学習情報の提供を求める声が多くなっています。また同調査では、学んだ成果を地域や人々のために活かしたいと思っている人の割合が約6割となっています。そこで、市民が学んだ知識や技能を社会へ還元することができる「知（学び）の循環」の仕組みづくりが求められており、それには社会教育施設等の機能向上が必要です。
- 近年の非行の背景には、家庭や社会環境の変化に伴う、青少年自身の規範意識の低下や親子関係の希薄化、地域の教育力の低下など、様々な問題が絡み合っています。また、情報化の進展に伴い、インターネットによるいじめや依存の問題をはじめ、ひきこもりやニートの問題などの多様化する問題に対し、個別の対応を必要とする青少年への支援の充実が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）次世代を担う子どもをはぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて社会を生き抜く力を身に付けるとともに、郷土愛や将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくむ取組みを行います。

また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の大人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの成長を支えるとともに、自らも人生 100 年時代における人づくりへとつながるような取組みを進めます。

（視点 2）ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、人と人、人と地域、地域と地域の「関わり」・「つながり」をはぐくむといった ESD の視点を持った取組みを展開することで、「人づくり」・「つながりづくり」を進めます。それにより、地域が直面する課題を市民自らが発見し共有し解決していく、持続可能な「地域づくり」へとつなげていきます。

（視点 3）学習環境の整備・充実

さまざまな手法を用いて学習に関する情報や場を提供するとともに、個人の要望に応える学習をきっかけとして、社会の要請に応える学習・活動へつなげる働きかけや工夫を行います。

さらに、市民が身近な地域で学習活動を行えるよう環境整備を図ることにより、生涯学習、ボランティア活動、地域活動を促進します。

（視点 4）青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導・相談・環境浄化などの健全育成活動の充実に努め、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、インターネットによるいじめ・依存防止のための適正利用や被害防止の啓発を行うほか、ひきこもりやニートなどの問題に対し、関係機関などと連携強化を図り支援します。

第5章 スポーツを通して生きがい満ち、活気あふれるまち

【基本方針】

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気あふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのため、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しみることができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

【現況と課題】

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、地域のコミュニティづくりやまちの活性化など多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。これは国・県と比べて、運動・スポーツの実施率は低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが重要となっています。
- 本市では、平成2(1990)年に「スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。しかしながら、地域に密着したスポーツ少年団においては、少子化の影響で団員が減少し、また、中学校の部活動においては、学校の小規模化に伴い、希望する部活動が選択できない状況が生じています。
- 本市には市民体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、武道場、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、市民体育館など一部には老朽化が進んだ施設もあり、その対応が課題となっています。

【施策推進の視点】

（視点1）気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

市民の誰もが生涯にわたり、それぞれのライフスタイルや心身の状況に応じて運動やスポーツに親しみ、健康で明るい生活を送ることができるよう、多様なスポーツ活動の機会をつくります。

（視点2）スポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が主体的かつ計画的に多様なスポーツ活動に取り組むことによって、豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みをつくります。

また、スポーツ都市宣言推進協議会や体育協会をはじめとする各種団体と連携し、各種スポーツ大会の奨励、トップレベルの競技大会の誘致など、スポーツ事業の充実・発展に努めます。

（視点3）スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽に運動やスポーツ活動へ参加ができるよう、多様なスポーツの場の充実を図るとともに、必要に応じて指導を受けることができるよう、指導者の養成、確保、資質向上やきめ細やかなスポーツ情報の提供などに努め、スポーツがしやすい環境をつくります。

また、市民体育館など老朽化した施設への対応をはじめ、安全で快適なスポーツ環境の整備・充実に努めます。

第6章 文化芸術に親しみ、心豊かに生活できるまち

【基本方針】

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができきる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

【現況と課題】

- 世界文化遺産として登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき、適切に保存・管理を行い、未来へ継承するとともに、世界文化遺産としての価値について理解を促進していく必要があります。また、市内に存在する多くの貴重な近代化産業遺産や文化財の中には認知度が低いものもあり、市制100周年記念事業の一環として作成している市史を活用するなど、より多くの市民が郷土の歴史や文化を理解し、愛着を持ってもらう取り組みが必要です。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えます。しかしながら、まちづくり市民アンケートの結果では、文化芸術活動への参加率は低い結果となっています。そのため、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取り組みが必要です。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが必要です。
- 文化芸術活動を行っている人の高齢化が進んでいることから、誰もが気軽に参加できる文化芸術の環境づくりにより、後継者を育成することが必要です。また、若い世代の関心に合わせた文化芸術事業に若者自らが参画することで、「ふるさとの役に立ちたい」という思いを持てるような機会を創出することが求められています。あわせて、活動団体と学校や地域をつなぎ、文化芸術を通じた世代間交流やコミュニティ活動の活性化を進めることも重要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる大牟田文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有しておりますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。更に文化施設には、人々の居場所となり社会参加の出番や出会いの場を創出するなど、新たな役割が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）まちの歴史や文化を知る・学ぶ

世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設などをはじめ、地域に残されている近代化遺産や有形・無形の文化財の適切な保存や、それらの歴史を「見える化」するなどの活用に向けた取組みを通して、郷土の歴史や文化に触れ、現在や未来とのつながりを理解する機会を充実します。

（視点 2）文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもが文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、若者が文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

（視点 3）文化芸術の環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。また、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みを進めます。あわせて、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これからの文化施設が地域で果たす役割について改めて検討し、機能の充実を図ります。

第7章 一人ひとりの人権が尊重され、男女が生き生きと暮らすまち

【基本方針】

市民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合える、あらゆる差別のない、男女が生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権問題についての正しい理解と、人権を尊重する意識の啓発を進めるとともに、関係機関等と連携し人権擁護の推進を図ります。また、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

【現況と課題】

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関する様々な人権問題があり、それぞれ解決する必要があります。また、社会情勢の変化に伴い、インターネット等による人権侵害など新たな課題も発生しています。
- 平成28(2016)年には、部落差別の解消の推進に関する法律など人権に関する、いわゆる「人権三法」が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきましたが、依然として女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害をはじめ、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画が進んでいる一方で、未だ男性が中心となっていることが多く、女性の参画は十分ではありません。女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などの調和がとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性を認識し、人権問題に対する正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

（視点 2）人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

（視点 3）男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

（視点 4）男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。

第 2 編 地域の宝が活かされ、にぎわいのあるまちになります

(大綱)

[第 1 章] 企業・産業が発展し、活力あふれ成長するまち

強い産業競争力を持ち、市場ニーズの多様化や経済のグローバル化などに対応して、自発的・持続的な成長を続ける魅力豊かな企業にあふれたまちを目指します。

[第 2 章] 人とももの行き交い、にぎわうまち

本市の地域資源を活用し、人とももの行き交い、にぎわうまちを目指します。

[第 3 章] 豊かな自然を活かした魅力と競争力ある農業・漁業のまち

豊かな自然の中で、農産物・水産物を安定して生産できる、魅力と競争力ある農業・漁業のあるまちを目指します。

第1章 企業・産業が発展し、活力あふれ成長するまち

【基本方針】

強い産業競争力を持ち、市場ニーズの多様化や経済のグローバル化などに対応して、自発的・持続的な成長を続ける魅力豊かな企業にあふれたまちを目指します。

そのため、既存企業による技術力や生産性の向上をはじめ新規創業支援や企業誘致、更には、人材の確保と育成、三池港の利用促進を中心とした貿易の振興に取り組み、産業の多様化に努めます。

【現況と課題】

- 本市の経済環境は、人口減少や社会構造の変化などにより、商業・サービス業をはじめ厳しい状況下にあります。このようなことから、地域の特性・強みを活かした地域産業の活性化、多様化を図る必要があります。
- 市内の中小企業が持続的に成長するためには、経営の効率化や技術の高度化、新商品の開発、取引拡大などを行う必要があります。あわせてそれを担う人材の確保や育成が必要です。一方、経営資源に限られる個々の企業にあっては、こうした取組みを単独で行っていくことに限界があるため、大牟田商工会議所や公益財団法人大牟田市地域活性化センターを中心に、産業支援機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業活動を積極的に支援していく必要があります。
- 厳しい地域経済情勢の中、地域の活性化を図るためには既存企業の成長とあわせて、新規創業を増やすことが重要です。このため、創業に必要な知識の習得をはじめ、創業時の初期費用の負担軽減や創業後のフォローアップなどに取組む必要があります。
- 企業誘致は、雇用の創出、税収の確保、取引の拡大など地域経済の発展に大きく寄与するため、更に推進していく必要があります。また、本市の工場適地は、大牟田工コタウン、みなと産業団地など臨海部に位置しているため、内陸部への立地を求める企業に対応した内陸型の産業団地を整備する必要があります。特に、広域交流拠点である新大牟田駅周辺は、産業用地に加え、商業・サービス機能の充実を図り、賑わいの創出にも繋げていく必要があります。
- ハローワーク大牟田管内（大牟田・柳川・みやまの3市）の有効求人倍率は、1.41倍（H31.3月現在）で57ヶ月連続の1倍台と高水準が続いています。一方で、本市の高等教育機関等における新規就職者のうち市内企業への就職率は約2割に留まり、若年層の市外流出が続いていることから、地域企業の人材確保支援とともに新卒者の市内企業への就職を促す必要があります。
- 平成30年12月に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正され、外国人労働者の受入れが拡大されることとなりました。このため、国・県の動向を注視し、適宜、対応を図る必要があります。
- 三池港は、有明海沿岸道路などの産業インフラの整備や公共ふ頭におけるコンテナヤードの拡張により、物流機能が向上しています。三池港背後圏企業による三池港の更なる利活用を促進するためには、ポートセールス活動とともに、企業のニーズを把握しながら、港湾整備を円滑に進める必要があります。また、国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためには、国際コンテナ貨物は9割が輸入貨物となっていることから、輸出貨物を増やす取り組みも必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）企業の競争力強化

地域活性化センターを中心に、国や県をはじめ、関連する産業支援機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業が取り組む経営の効率化や技術の高度化、販路開拓等、更には、新たな技術・商品の開発や新規事業展開を支援し、企業の競争力強化を図ります。また、企業の成長を支える人材の育成を促進します。

（視点 2）新規創業の促進

新規創業に関する相談窓口を引き続き設置するとともに、関係機関と連携してセミナーの開催、事業計画の作成、資金調達、各種相談など創業前後の支援を行います。

（視点 3）企業誘致の推進

関係機関と連携を図りながら、みなと産業団地、大牟田エコタウン等の工業団地や工場適地などの活用を図り、地域経済の活性化、産業の多様化に向け、企業誘致に取り組みます。また、新大牟田駅南側産業団地整備に向けた取組みを進めます。

（視点 4）人材確保の支援

将来のまちづくりを担う人材の育成と定住促進に向け、ハローワーク大牟田や市内の高等学校等で構成する人材確保推進事業実行委員会による就業促進事業などに取り組みます。

（視点 5）港湾物流機能の強化

マイポートみいけ利用促進協議会等を通じ、ポートセールス活動や公共ふ頭の整備等、輸送手段の高度化及び輸送船舶の大型化に対応した三池港整備の取組みを進めます。

第2章 人とものが行き交い、にぎわうまち

【基本方針】

本市の地域資源を活用し、人とものが行き交い、にぎわうまちを目指します。

そのため、観光客の受入れ体制の充実とともに、おもてなし意識を醸成しながら交流人口の増加を図ります。また、従来の商業機能だけではなく、人が集い、個性豊かで魅力的な商店街、個店づくりを支援することにより、まちのにぎわいづくりに努めます。

【現況と課題】

- 本市の地域資源を活かした観光振興を行い交流人口の増加を図るためには、福岡都市圏等へのPRをはじめ、インバウンドも視野に入れながら、効果的な情報の発信を行う必要があります。またこれまで、行政をはじめ、関係団体間の連携強化を図りながら観光客をもてなす取組を行うなど、受入体制づくりを行ってきましたが、今後はこうした動きを更に充実させる必要があります。
- 大牟田市動物園は、動物福祉を伝える動物園として本市を代表する観光施設となっています。今後は更に施設の魅力を向上させ、来園者数の増加に努める必要があります。
- 世界文化遺産を含めた本市の三池炭鉱関連資産は、その価値を守り伝え、また既存の地域資源と一体的に活用し、交流人口の増加につなげることが大切です。そのためには、情報発信と来訪者を受け入れるソフト・ハード両面の充実を図る必要があります。
- おおむた大蛇山まつりは、期間中、毎年多くの観光客でにぎわう本市が誇る地域資源です。安全・安心なまつりの運営とともに、来訪者が見たい、参加したいまつりとしてさらなる魅力アップが必要です。
- 平成29（2017）年3月に大牟田市中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受けました。これを受け、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間で、空き店舗の解消や交流人口の拡大などの目標が達成できるよう、中心市街地の活性化に向けた取組みを重点的かつ集中的に推進する必要があります。
- 地域商業を取り巻く環境は、人口減少、地域経済の低迷による購買力の低下に加え、インターネットによる通信販売など販売形態の多様化により、依然として厳しい状況です。今後も、市民ニーズを捉えた柔軟な取組みが求められており、商店街や個店の魅力の向上と情報発信の充実が必要です。
- 既存の商店街においては、空き店舗が増加し、来街者が減少しています。こうしたことを踏まえ、空き店舗の有効活用につながる支援を行うとともに、商店街だけでなくまちづくり活動を行っている団体等と連携したにぎわいづくりを進めていくことが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域資源を活かした観光の推進

市民が誇りとする大蛇山をはじめ、地域で受け継がれ守られてきた様々な伝統行事や、世界文化遺産である宮原坑、三池港を含めた近代化産業遺産、動物園、石炭産業科学館などの地域資源を磨き、活かし、情報発信を強化するとともに、他自治体との広域連携を図りながら観光の振興を推進します。また、大牟田市観光基本計画が平成 13 年度に策定した計画であることから、見直しを行います。

（視点 2）観光客の受け入れ体制の充実

関係団体間の連携強化、また、ボランティアガイドの育成やイベントの開催などにより、市民をあげて観光客をもてなす意識の醸成につなげ、観光客の受入体制の充実を図ります。

（視点 3）地域資源のブランド化の推進

本市の地域資源をあらためて見つめ直しブランド化を推進します。また、新たな特産品や観光商品開発などの支援を行います。さらに幅広い情報発信を行い、域外からの消費拡大にもつなげます。

（視点 4）魅力的な商店街、個店づくり

商業者等が自ら出向き、買い物が困難な高齢者等への対応を図るなど、価格面だけでなく、地域の課題やニーズなどを捉えた、顧客の満足度を高める取組みを支援し、人とのつながりを持った個店づくりを促進します。また、商店街や個店の魅力ある取組みに対する支援や情報発信を行うとともに、空き店舗等を活用したにぎわいづくりを促進します。

第3章 豊かな自然を活かした魅力と競争力ある農業・漁業のまち

【基本方針】

豊かな自然の中で、農産物・水産物を安定して生産できる、魅力と競争力ある農業・漁業のあるまちを目指します。

そのため、生産技術指導や生産施設整備等の支援を行うとともに、担い手の育成・確保を図ります。

【現況と課題】

- 本市では、農業、漁業ともに従事者の高齢化が進み、担い手不足が顕著になっています。このため、新規就業者や後継者等の担い手が安心して就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。また、耕作放棄地の増加が懸念されており、その対策が必要となっています。
- 農林水産業のグローバル化が進み、我が国の農林水産物は国際競争力が求められる状況となっています。こうした中、コスト縮減による競争力の強化や消費者が求める安全で安心な農産物・水産物の生産体制を構築するとともに、6次産業化・農商工連携等による収益性向上への取り組みが必要となっています。
- 近年、ノリの養殖については概ね安定していますが、魚介類の資源は不安定な状況にあります。このため、有明海の漁場環境の改善を図るとともに、漁業施設整備等への支援により経営の安定化につなげる必要があります。
- 水路・農道・ため池等は老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも、計画的に施設改良や整備を行う必要があります。また、高齢化等により施設維持や環境保全等の活動が低下傾向にあるため、こうした活動への支援が必要となっています。
- 市内、特に中山間地域には、ほ場整備が未実施の地区が多くあり、狭小で不整形な農地があることで生産性が低くなっており、農業者の営農意欲の低下につながっています。そのため、面的なほ場整備に向けた取り組みが必要となっています。
- 自然環境の変化に加えて狩猟者数の減少に伴い、有害鳥獣による農業被害が出ています。そのため、農家が安心して営農できるよう被害の軽減を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）担い手の育成・確保と経営力の強化

新規就業者が安心して農漁業に取り組めるよう、県や農業協同組合、漁業協同組合等の関係機関と連携し、相談窓口対応や栽培指導等の支援に取り組みます。また、地域の担い手である農漁業者の生産力向上と経営安定に向け、農漁業用機械・施設等の導入支援や 6 次産業化・農商工連携等による収益性向上に向けた支援等に取り組みます。

（視点 2）生産基盤整備の推進

農水産物の生産、安定供給を確保するため、老朽化が進む水路・農道・ため池等の計画的な整備や維持管理等により、農地の保全に努めるとともに、農地や山が有する国土保全・水源涵養等の多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。あわせて、中山間地域の未整備の農地については、面的なほ場整備に向けた取組みを推進します。また、漁業の生産基盤である施設の保全整備を支援します。

（視点 3）有害鳥獣による被害軽減

イノシシ等の有害鳥獣による農産物の被害軽減を図るため、鳥獣侵入防止の施設整備を促進するとともに、捕獲による個体数の調整に努めます。

第3編 支えあい、健やかに暮らせています

(大綱)

[第1章] 地域の中でお互いに見守り支え合う、やさしさあふれるまち

市民や多様な主体の相互理解によって、地域の中でお互いに見守り支え合うまちを目指します。

[第2章] 生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち

市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。

[第3章] 高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

すべての高齢者が、住み慣れた地域で、誇りと生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

[第4章] 障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

[第5章] 将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

将来にわたり誰もが健康で安定した生活を送ることができるまちを目指します。

第1章 地域の中でお互いに見守り支え合う、やさしさあふれるまち

【基本方針】

市民や多様な主体の相互理解によって、地域の中でお互いに見守り支え合うまちを目指します。

そのため、市民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えてつながる包括的な支援体制を整備することで、「地域共生社会」の実現を目指します。

【現況と課題】

- 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境の変化等により福祉ニーズが多様化、複雑化するとともに、地域社会の持続可能性が問題になっています。このような中、市民、地域コミュニティ組織、団体、事業所、行政等が、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。
- 本市では、市民と協働し、認知症を地域で支え見守るための体制づくりや地域密着型サービスの充実などに取り組み、これらは「高齢者に優しい福祉のまち」の先進的なモデルとして国内外から注目を集めています。これまでの取組みを活かしながら、高齢者だけでなく、障害のある人や子育て世帯、生活困窮者など誰もが住みなれた地域でお互いが支え合い、助け合いながら、自立して暮らし続けることができるよう取り組む必要があります。
- 地域においては、民生委員・児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、社会福祉法人などが地域福祉の担い手として活躍しており、見守り・訪問活動やふれあいサロン活動、大牟田地区高齢者等SOSネットワークなどは、地域を支える貴重な地域資源となっています。しかしながら、こうした地域コミュニティをベースにした既存の取組み・仕組みだけでは、地域で支援が必要な人を支えることが困難になりつつあります。他方で、これまで携わったことがない人や団体、企業等が参加する新たな取組みにより、障害福祉や介護のサービス利用者が企業活動に協力することで収入を得るなど、新たな価値やつながりを作り出している地域もあります。そうした多様な主体の参加による、新たな地域資源を活かした地域課題解決に向けた取組みを、市内全域に広げていくためには、市民や地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進する必要があります。
- 市民が個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする対応が困難なケースが増加しています。これらの生活課題の解決に向け、地域住民が主体となり自らが解決に取り組むことができる仕組みづくりや、行政と地域の連携・協働により住民が抱える生活課題を解決するための包括的な仕組みづくりを進める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）多様な主体が参加する地域のつながりの再構築

行政や市民、事業所等が一体となって、地域の多様な主体が参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進することで、地域のつながりの再構築を図ります。

（視点 2）お互いに支え合うための仕組みづくり

地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくりや、地域課題を包括的に受け止めることのできる仕組みづくりを支援します。また、多様化・複雑化している地域住民の生活課題の解決に向け、行政内部の連携を強化するなど、公的機関による解決機能を高めていきます。

第2章 生涯にわたって健康で元気に暮らせるまち

【基本方針】

市民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりの健康づくりに対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸を図っていきます。

【現況と課題】

- 我が国の平均寿命は世界でも高い水準にあり、健康寿命は延伸傾向にあります。依然として平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があると報告されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会的負担の軽減が期待されることから、無関心層も含めた多くの人の健康づくり意識の向上や健康寿命のさらなる延伸が課題となっています。
- 高齢化の進行や生活習慣の多様化に伴い、疾病構造も変化し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、骨関節疾患等の疾病は増加しています。高齢期の健康は、それまでの生活習慣等の積み重ねに大きく左右されます。子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付けることや、若者・壮年世代の生活習慣の見直しや改善など、疾病予防の取組みを通して、生涯健康づくりを進めていくことが必要です。さらに、健康診断や診療データを活用し、個人毎の発症リスクに応じた個別の健康指導を行うことが重要です。
- 本市は全国平均に比べて、がんによる死亡の割合が高いにもかかわらず、がん検診の受診率は低い状況となっています。疾病の早期発見・早期治療のため、がん教育等による正しい知識の普及啓発や検診受診率の向上に向けた取組みが必要です。
- 広域的な交通ネットワークの発達による人の移動や物流の増加および広範囲化、高速化により、感染症が世界的に流行する状態となる危険性が懸念されています。感染症の発生予防及びまん延防止のため、予防接種により免疫を獲得しておくことが必要です。
- 食育について、市民への一定の周知は図られているものの、バランスの取れた適切な食生活の実践や食育の推進に関するボランティア活動への参加など、食育を実践している人の割合は依然として低い状況にあることから、今後も実践を重視した食育を推進する必要があります。
- 病院や診療所などの医療機関がそれぞれの役割に応じ、互いに連携することで、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することが求められています。本市は、地域の中核病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準のさらなる向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携しながら地域医療体制の構築に向けた取組みを進めています。しかしながら、医師の高齢化、小児科医や産科医などの専門医不足により、急を要するときの必要な診療体制が維持できなくなることが懸念されます。

【施策推進の視点】

（視点 1）健康づくり意識の向上、活動の促進

各ライフステージ特有の健康課題に応じた啓発活動を行うとともに、ウォーキングなど誰もが参加しやすい健康づくり活動を促進します。また、地域の団体や企業等への情報提供や事業への支援等を通じて、健康づくり活動の環境づくりに努めます。

（視点 2）疾病の予防、早期発見、早期治療の推進

主要な生活習慣病等の早期発見、発症予防と重症化予防を徹底するために、がん検診などの各種健診の受診を促進するとともに、感染症の発生予防やまん延防止のための予防接種を実施します。あわせて、国民健康保険データベースシステム等を活用した介護や医療情報のデータ分析により、地域や集団の実態に応じた健康づくりの働きかけや、生活習慣病等の発症リスクが高い人への個別指導を強化します。

（視点 3）食育の推進

市民一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活を実現するため、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域、関係団体と連携し、知識の習得だけでなく、実践を重視した食育の推進に取り組みます。

（視点 4）地域保健医療の推進

医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制の構築を図ります。あわせて、平日時間外小児急患診療体制や休日急患診療体制の維持とともに、適正受診やかかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発を進めます。

第3章 高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

【基本方針】

すべての高齢者が、住み慣れた地域で、誇りと生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

そのため、住まいを中心として、生活支援、予防、医療、介護のサービスが状態に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めます。

【現況と課題】

- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、住まいを中心とし、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがその人の状態に合わせて一体的かつ体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、平成29（2017年）年度には、介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの取組みをさらに深めるとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するための見直しが行われました。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいやその周辺環境が高齢期の安心した生活に配慮されている必要があります。また一方では、高齢者とその家族が抱える問題は複雑化しており、地域包括支援センター等の公的機関だけでは解決が困難なケースが増えています。そのため、地域の居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実など、地域の課題解決に地域住民と一緒に取り組むことが必要とされています。
- 高齢者が自分らしい生活を継続するためには、隣近所の声がけによる安否確認や家事支援、買い物・通院の移動支援などの生活支援サービスが必要です。本市においては、介護保険等による公的なサービスだけではなく、地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人やNPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスが提供されていますが、今後も更なるサービスの拡充に向けた支援に継続して取り組む必要があります。
- 高齢者がいつまでも生きがいを持っていきいきと活躍するとともに、できるだけ要支援・要介護状態に至らず健康に暮らし続けるためには、高齢者自身が健康づくりなどの意識を高め、地域や社会との関わりを持ち続けるつながりづくりが必要です。
- 本市では、今後の後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者も増加することが見込まれます。医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による切れ目のないサービスの提供体制の構築を図るため、専門職や医療機関、介護事業所、関係団体とそれぞれの役割に応じた、連携を推進する必要があります。
- 介護保険制度については、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着しています。今後も、良質なサービスが提供され、必要に応じ適切に利用されるよう、更なる介護サービスの充実と持続可能な制度運営に努める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点1）安心して暮らすことのできる生活環境づくり

支援が必要となった高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、住まいをはじめ、生活環境づくりや支援体制づくりを進めます。

（視点2）在宅生活継続のための生活支援サービスの充実

隣近所や地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人やNPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、それらが有機的につながるにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるように支援していきます。

（視点3）生きがい・健康づくりと介護予防の推進

仕事、家庭、学び、趣味などあらゆる面において、健康で生きがいのある生活を送ることができるような環境づくりや地域とのつながりづくりを進めるとともに、できる限り要支援・要介護状態にならない、又は、重度化しないための介護予防の取組みを推進します。

（視点4）在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護に携わる多職種連携を推進することにより、利用者の状態に応じ、24時間365日対応可能な在宅医療・介護の包括的な支援・サービスの提供体制の構築や多職種間のネットワーク化を進めます。

（視点5）介護サービスの充実と持続可能な制度運営

医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な高齢者施策を展開するとともに、将来予測に基づく計画的なサービス提供体制の整備、介護給付費適正化などを行いながら、介護サービスの充実と持続可能な制度運営に努めます。

第4章 障害があっても、みんなと一緒に自分らしく暮らせるまち

【基本方針】

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

そのため、障害についての理解促進や障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、障害のある人の社会的障壁をなくすために必要とされる合理的な配慮を行います。

【現況と課題】

- 障害者権利条約や障害者差別解消法に基づき、すべての障害のある人が、障害のない人と等しく、個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己決定・自己選択によって地域の中で他の人々と共生することが妨げられずに、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。そのためには、より多くの市民や事業者が障害についての理解を深めることが重要です。また、障害を理由とする差別を解消するための取組みを推進していく必要があります。
- 障害のある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むためには、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自ら居住場所の選択ができるような環境づくりが必要です。こうした環境づくりを進めていくうえで、施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へと移行できる環境整備として、相談支援機能の強化やグループホームなどの生活の場の確保等が課題となっています。また、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには所得の確保が重要ですが、障害のある人の就職状況は非常に厳しいため、就労促進が一層求められるようになってきています。
- 本市においては、障害者総合支援法及び障害者差別解消法に基づく協議会として、障害のある人やその家族、障害者福祉関係者、行政等で構成される大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会を設立し、関係機関によるネットワークを構築しながら、社会的障壁の除去に向けた普及啓発や、対応困難事例や就労支援等の地域課題の抽出とその解決に向け、取組みを進めています。
- 情報機器や情報伝達技術の進歩により、障害の特性に応じた情報の収集や意思疎通の手段が多様化しています。こうしたことを踏まえ、障害のある人の社会参加を一層促進する必要があります。また、余暇活動や社会活動をしていない障害のある人も多く見受けられることから、障害のある人が様々なスポーツや文化芸術活動に参加でき、生活の質を高めることができるような環境整備が求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）障害のある人への理解促進

障害のある人への差別の解消及び権利擁護のために、市民や事業者への障害に関する広報啓発を行い、障害への理解を促進します。

（視点 2）障害のある人の生活支援

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、相談支援機能の強化や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援など、利用者の立場や視点に立ったサービス提供体制の充実を図るとともに、地域住民をはじめ、保健、医療、福祉の関係機関や団体等との連携強化を図ります。

（視点 3）障害のある人の就労支援

地域で自立した生活を送るため、障害者優先調達や雇用を促進するための啓発活動の推進など、国・県及び関係団体と連携し、雇用と就労を充実することにより、経済的自立の支援に取り組めます。

（視点 4）障害のある人の社会参加の促進

情報のバリアフリー化の推進や手話通訳、要約筆記等の情報・意思疎通の支援など、一人ひとりの障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めます。また、障害のある人が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。

第5章 将来にわたり誰もが安定した生活を送ることができるまち

【基本方針】

将来にわたり誰もが健康で安定した生活を送ることができるまちを目指します。

そのため、医療保険制度について、安定的な事業運営に努めるとともに、制度の正しい理解促進に努めます。また、生活に困窮している人に対し、地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、経済的・社会的自立のために必要な生活支援を行います。

【現況と課題】

- 国民健康保険は、保険税の伸びが期待できない反面、一人当たりの医療費は年々増加するなど、構造的な問題を抱えています。このため、国が財政基盤の強化を図るとともに、平成30（2018）年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金（※）は、市町村ごとの医療費の状況に大きく影響を受けるため、医療費適正化をはじめ、生活習慣病等の疾病の早期発見、重症化の予防などに取り組む必要があります。
（※）国民健康保険事業費納付金：都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準等に応じて決定する納付金
- 福岡県の一人当たりの後期高齢者医療費は全国で最も高いため、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、高齢期の健康づくりや医療費の適正化を進める必要があります。
- さまざまな困難の中で生活に困窮している人の包括的な支援体制を構築することを目的に、生活困窮者自立支援に取り組んでいます。今後も制度の周知を行うとともに、生活に困窮している人の状況を早期に把握し、関係機関との連携及び支援体制の構築により、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことで、経済的・社会的な自立を図る必要があります。
- 有効求人倍率等の雇用情勢は改善されていますが、職種によっては事業者と求職者との間で求める能力や技能、労働条件等についてのミスマッチが発生しています。このため、関係機関と連携し事業者が求職者に求める技能や資格の習得を促すとともに、就労につながる有益な情報を発信していく必要があります。
- 本市の保護世帯数は、雇用情勢の改善もあり、ゆるやかな減少傾向に転じていますが、世帯構成別にみると高齢者世帯が毎年増加しています。また、近年の生活保護受給に至る理由としては、傷病による勤労収入の減少によるものが多い状況です。今後も、こうした状況の変化に適切に対応しながら健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度として運用するとともに、医療扶助の適正化や被保護者の自立支援の強化に努める必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）国民健康保険制度の適正な運営

国民健康保険の財政運営の責任主体である県と連携し、市町村国保として、医療費適正化のため、特定健康診査をはじめとした、保健事業、レセプト点検などの取り組みの充実・強化に努めます。

（視点 2）高齢者医療制度の適正な運営

福岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険料の徴収及び健康づくりの促進を図るとともに、制度の周知啓発に努めます。

（視点 3）生活困窮者の自立支援

生活に困窮している人の状況を早期に把握し、関係機関との連携及び支援体制の構築により、一人ひとりの状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行います。

（視点 4）就労の支援

国・県やハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、事業者が求職者に求める技能取得や各種資格取得等のための就業訓練に係る情報提供を行うことで、就労支援を図ります。

（視点 5）生活保護の適正実施

最後のセーフティネットとして、生活保護を適切かつ迅速に適用し、不正受給等には厳正に対処するとともに、被保護者の自立や生活上の問題に対しても、的確な援助方針を作成し、生活保護の適正な実施に努めます。

第4編 都市と自然が調和した快適なまちになっています

(大綱)

[第1章]魅力ある都市空間が形成されたまち

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

[第2章]交通ネットワークが整ったまち

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

[第3章]人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。

[第4章]地球や自然を大切にするまち

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にするまちを目指します。

[第5章]資源が循環する環境にやさしいまち

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

【基本方針】

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

そのため、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを便利に利用できるよう拠点に様々な機能を集めるなど、集約型の都市構造への転換を進めます。また、地域の特性を活かした良好な景観を守り、創り、育てる取組みを進め、魅力ある都市空間の創出に努めます。あわせて、市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

【現況と課題】

- 人口減少や高齢化の進行は、低密度な市街地の拡大により都市機能が低下し、生活の利便性も低下するといった悪循環を招き、都市活力の維持が困難になることが懸念されます。そのため、都市のコンパクト化を図り、効果的で効率的な都市経営を実現し、都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりが必要です。
- 市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落の活力の低下などが顕在化しています。そのため、自然環境と優良農地の保全を図るとともに、既存集落の活力の維持に必要な取組みを進めていく必要があります。
- 土地の基礎的な情報を整備する地籍調査は、一部の地域にとどまっています。今後も土地の有効な利用促進を図るため、地籍調査を継続して進めていく必要があります。
- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、電柱・電線類、空き地やごみのポイ捨て等によって、良好な景観が阻害されることが懸念されます。そのため、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 土地区画整理事業などの面的な整備がなされていない地域には、狭あい道路などが多く、安全面、防犯面、景観面で問題を抱えている地区があります。今後の土地利用の方向性を検討する中で、安全で快適な市街地整備を計画的に進めていく必要があります。
- 中心市街地は、都市基盤となる鉄道や都市計画道路等の交通インフラが充実しています。しかし、空き地・空き店舗や老朽建築物等が増加し、まちのにぎわいや魅力が低下しており、景観や都市防災機能の悪化も問題となっています。にぎわいと活力をもたらすために、駅周辺地区などのポテンシャルを活かし、都市機能の更新や建物の高度利用等を進め、居住人口及び交流人口の増加を図る必要があります。
- 本市の公園は、遊具などの老朽化やニーズの変化により、利用者が減少しています。あわせて、ボランティア活動の促進などによる緑あふれるまちづくりが求められています。

【施策推進の視点】

（視点 1）土地利用の計画的な誘導と利用促進

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能する都市空間を実現していくため、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。

また、土地の有効な利用を促進するため、地籍の明確化を図ります。

（視点 2）良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空家・空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発・指導や、ごみのポイ捨て等に対する市民等のモラル向上を図るため環境美化に関する啓発を進めます。

（視点 3）良好な市街地の形成

面的な整備がなされていない地域については、安全で快適な都市環境の創出や、都市防災機能の強化について検討します。中心市街地においては、地区のポテンシャルを活かし、にぎわい・文化拠点の形成、人々の交流機会の拡大及び居住の場としての魅力向上を図ります。

（視点 4）緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保とあわせ、長寿命化対策を踏まえた公園施設整備に取り組むとともに、遊具の統廃合をはじめ、公園機能の再編による施設の見直しなど、効率的な管理運営を図ります。

また、さらなるボランティア活動の促進を図るなど、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。

第2章 交通ネットワークが整ったまち

【基本方針】

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのため、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、国・県、関係機関等との連携を図りながら、公共交通の維持・確保に努めます。

【現況と課題】

- 有明海沿岸道路は、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、福岡県内区間の自動車専用道路による全線開通と、佐賀県及び熊本県側の整備も必要です。また、市内区間では、交通量の増加により、混雑が発生していることから、安全性や快適性の向上を図るため、4車線化の早期着手が求められています。
- 九州新幹線新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、交通混雑や事故等が発生していることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過しており、老朽化による損傷の著しい箇所が増加する傾向にあることから、定期的に点検を行い、適切に維持管理する必要があります。
- 鉄道、バス等の公共交通は、人口減少等に伴い、利用者が減少傾向にありますが、高齢者等の交通弱者に配慮しつつ、将来の都市像を見据えた持続可能な公共交通網の維持・確保が求められています。また、路線バスのない一部の地域では、市民の生活交通を確保するため、地区循環バスを運行しています。
- 三池港唯一の旅客航路として、島原港を結ぶ高速船が運航されています。利用者が年々減少傾向にあるため、航路の利用促進に向けた啓発等を行っていく必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域活力を向上させる広域道路網の充実

有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進し、移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化や交通混雑の緩和、安全性の確保を図ることで、地域の活力を向上させる広域道路網の充実に努めます。

（視点 2）安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路については、利用者が安全で安心して通行できる道路空間の確保に努めます。また、橋梁等については計画的に点検や修繕等を行い、長寿命化を図り、道路の安全性の確保に努めます。

（視点 3）持続可能な地域公共交通網の形成

国・県、関係機関等と連携しながら、行政、市民、交通事業者の役割分担によって、鉄道やバス、タクシー、旅客船等の利便性向上及び利用促進等を図り、公共交通網の維持・確保によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に努めます。

第3章 人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

【基本方針】

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。そのため、住宅ストックの質の向上・流通促進及び空家等の予防と利活用を図るとともに、住宅セーフティネットの充実により、誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることができる居住環境づくりに努めます。

【現況と課題】

- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障害者世帯、ひとり親世帯など世帯構成が多様化しており、誰もが地域で安心して暮らしていくための「地域包括ケアシステム」の構築や「地域共生社会」の考え方が重要となっています。市民が安心して暮らせるよう、基本となる「住まい」を確保するための官民による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が必要です。
- 市内には多くの空家が点在し、この傾向は高齢化の進行や世帯数の減少等に伴い更に空家が増加することが予測されます。空家の増加は、地域の安全や衛生の他コミュニティの活力等にも大きな影響を及ぼすため、活用できる空家は積極的に活用することを促進するとともに、老朽化し危険な空家は、所有者等に適正管理の指導や除却を促すなどの対策が必要です。
- 良質な住宅ストックが将来にわたって継承されるためには、所有者等による適切な維持管理及び品質や性能を高めていくことが重要です。
- 市営住宅のなかには、昭和40年代以前に建設したものが多数あり、現在の居住水準に満たないものもあります。また入居世帯の多くは65歳以上の高齢者のみの世帯となる等、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。計画的な建替えや改善等を行い適正管理を図ることはもとより、豊かで活力ある集住生活を送るため、コミュニティの活性化を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者や高等教育機関等との協働による住宅セーフティネットの充実を図ります。

（視点 2）空家等対策と住宅ストックへの支援

空家対策については、予防・利活用・除却の視点から総合的に取組みを進めます。法及び条例に基づく措置のほか、所有者等の当事者意識の醸成や地域住民の見守り、関連団体等と連携した支援などの取組みを行っていきます。

また、質の高い住宅ストックが将来にわたって継承されるため、市民や業者等への啓発のほかリフォームやリノベーション、耐震化等の促進を図り、住宅市場が活性化する環境整備を促進します。

（視点 3）市営住宅の適正な管理と良質なストック形成

市営住宅の適正な管理に努めるとともに、一人暮らし高齢者などの見守りや閉じこもりを防止し、豊かで快適な生活が送れるよう、指定管理者や関連部署等と連携し、市営住宅のコミュニティ活性化を図るとともに、団地の魅力を向上させる施設整備や供給に努めます。

また、市営住宅の建替えや改善にあたっては、長寿命化に配慮し、バリアフリー化等の居住水準の向上に努め、計画的な住宅の供給を図ります。

第4章 地球や自然を大切にすまち

【基本方針】

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にすまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりが、自ら地球や自然の現状について理解と認識を深め、環境に配慮するエコ行動を自主的に取り組めるよう支援します。また、地域の実情に対応した衛生的な生活環境の整備を進め、安全で、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

【現況と課題】

- 本市は、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、生活排水対策や地球温暖化対策、エコ行動等に対する意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組みを推進する必要があります。
- 市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共水域の保全を図る必要があります。
- 本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、平成30（2018）年度末で78.6%と、全国平均90.9%、福岡県平均92.1%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めることが必要です。
- 本市の公共下水道普及率は、平成30（2018）年度末で65.3%となっており、さらなる整備の推進が必要です。また、本市の公共下水道事業は、着手から50年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。
- 汚水処理施設の未整備区域について、国においては、令和8（2026）年度末を目途に、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示していることから、本市においても生活排水を適正に処理するため、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための情報提供等が必要です。
- 近年、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育をする家庭が増えるなど、動物は人々の生活の中で重要な存在となっています。一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及啓発が必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）環境保全行動の促進

市民、事業者等が、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向けた環境を守るエコ行動を実践し、ライフスタイルを環境に配慮した形に変えていくための啓発に取り組みます。あわせて、学校や環境活動団体等と連携しながら ESD を推進し、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めるための環境に関する学習を推進します。

（視点 2）生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組みます。

また、水洗化を促進するための支援制度の充実を図るとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための広報啓発に取り組みます。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。

（視点 3）安定した下水道サービスの継続

流入水から処理水まで、処理工程の水質管理を徹底し、公共用水域の水質保全を図ります。また、ストックマネジメント計画（施設の状況を把握、評価し、長期的な視点で管理するための計画）に基づく下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理を行います。さらに、将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。将来における下水道ビジョンを明確化するとともに、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

（視点 4）動物の愛護及び適正飼養の推進

動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、動物の適正飼養の推進に努めます。

第5章 資源が循環する環境にやさしいまち

【基本方針】

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

そのため、地域社会を構成する市民、事業者、行政が各々の責務と役割分担に基づいて協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の適正処理に取り組みます。

【現況と課題】

- 本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化・資源化を推進することとし、有料指定袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。しかし、近年、ごみの総排出量は微減の状況となっており、燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。
- 最終処分場の延命化や次期ごみ処理施設の建設規模のコンパクト化を図るためにも、ごみのさらなる減量化・資源化が必要です。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、不適正処理に対する継続的な監視・指導等の取り組みが必要となっています。
- RDF発電事業を中心とした現在の燃えるごみの処理体系は令和4(2022)年度までで終了となっています。それ以降のごみ処理方法については、既存のRDFセンターでの処理を令和9(2027)年度以降までの5年間以上は継続利用し、その後に新施設を整備することとしており、新施設整備に向けての取り組みが必要となっています。
- 本市の高齢化率は全国平均を大きく上回る状況にあります。高齢者や障害のある人等によっては、ごみの排出が困難となる状況も増えていることから、「自助・共助・公助」の考え方に基いた支援を図る必要があります。

【施策推進の視点】

（視点1）ごみの減量化・資源化の推進

生ごみ堆肥化や資源物の分別徹底など、3R推進の取組みを継続するとともに、市民・事業者との協働による、更なるごみの減量化・資源化施策を実施します。また、ごみの排出並びに施設搬入における指導啓発等の取組みを強化します。

（視点2）ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、ごみの排出が困難な人に配慮し、「自助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図ります。あわせて、不適正処理に対する監視・指導等に取り組みます。また、令和10（2028）年度以降の次期ごみ処理施設整備に向けて取り組みます。

（視点3）廃棄物処理施設の適切な管理運営

大牟田・荒尾 RDF センター、リサイクルプラザ、東部環境センター及び第3大浦谷埋立地の適切な管理運営を行います。リサイクルプラザ及び東部環境センターについては、長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備を実施しながら、延命化・効率化を図るとともに、第3大浦谷埋立地についても、さらなる延命化を図ります。

第5編 安心して安全に暮らせています

(大綱)

[第1章]事故や犯罪のない安心して暮らせるまち

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

[第2章]災害に強いまち

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

[第3章]消防・救急・救助体制の充実したまち

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

[第4章]安全で良質な水があるまち

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。

第1章 事故や犯罪のない安心して暮らせるまち

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組みを推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、警察等の関係機関、団体などと連携し、安心で安全な環境整備を図るとともに、地域、事業者等と一体となって全市的な交通安全、防犯、暴力団排除などの取組みを推進します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。

【現況と課題】

- 近年、本市では、高齢者が関わる交通事故発生の割合が増加しています。また、飲酒運転による事故や夜間歩行中の事故も多く発生している状況です。そのため、交通安全意識やモラル・マナーの向上などの推進が必要です。特に高齢化が進んでいる本市においては、高齢者への対応が必要となっています。
- 本市では、交通事故防止に向けて、道路改良などの道路交通環境の改善を図り、交通安全対策の推進に努めています。今後も地域をはじめ、道路管理者や学校、警察などと連携し、交通事故の未然防止に努めていく必要があります。
- 地域への関心の希薄化など住民意識の変化の中にあって、住民の安心安全な暮らしを確保するためには、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などの地域の自主防犯活動をさらに充実させることが課題となっています。そのため、市民への防犯意識の啓発や防犯活動団体に対する支援等が必要です。
- 犯罪や非行のない明るい地域社会づくりに向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、大牟田保護区保護司会をはじめとする各種ボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。今後も引き続き、ボランティア活動を支援していく必要があります。
- 本市には、指定暴力団の本部事務所があり、市民の安全が脅かされています。そのため、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団排除の全市的な取組みを引き続き行う必要があります。
- 本市における消費生活に関する苦情・相談の内容は、複雑化・多様化しています。消費者トラブルについては、消費者だけでその解決を図ることには限界があるため、専門的な知識を有した相談員による適切な対応が必要です。また、消費者トラブルの未然防止のためには、消費者自身が正しい知識を持ち、適切に対応できるようになることが重要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）交通安全対策の推進

交通事故をなくすため、交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた交通安全教室の開催等による啓発活動及び交通安全施設など交通環境の整備を通して、高齢者をはじめとする交通弱者の安全に重点を置いた取組みを推進します。

（視点 2）防犯活動の充実

犯罪被害を未然に防止するため、警察や大牟田地区防犯協会、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする防犯活動団体などと連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。

また、大牟田保護区保護司会をはじめとするボランティア活動を支援します。

（視点 3）暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や大牟田地区防犯協会、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

（視点 4）安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者トラブルの未然防止や回復につなげます。また、複雑化・多様化する相談に対応するために相談員のスキルアップに努めます。

第2章 災害に強いまち

【基本方針】

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのため、市民の防災意識や地域における防災力の向上と、関係機関等と連携した防災対策の充実に努めます。

【現況と課題】

- 大規模な災害が全国各地で発生するなか、「公助」による対応だけでは限界があるため、「自助」「共助」による取組みが重要となります。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取組みが進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必要とする人に対する支援体制づくりを進めることが必要です。また、その一方で「自分の身は自分で守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることも重要です。
- 大規模災害時に備え、計画的に食糧や生活必需品等の災害物資を確保しておく必要があります。
- 災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称：国民保護法）に基づき、市民の安全を確保する取組みも必要です。
- 近年、短時間に、局地的な大雨が発生する中、急な河川の増水等による浸水被害が生じている地域があり、被害の軽減を図るための対策が求められています。また、市内には急傾斜地や崖など、土砂災害を引き起こしやすい地形の箇所が存在するため、被害を未然に防ぐための対策も必要となっています。
- 建築物の耐震化は、人的被害の軽減のみならず、倒壊による道路の閉塞を防止し、避難及び支援物資の輸送の面で、道路機能を確保するためにも重要です。本市でも、耐震改修促進法(平成 25 年改正)などを踏まえ、市民の意識啓発を図りながら、さらなる耐震化の促進が必要となっています。
- 老朽化し倒壊の危険性のあるブロック塀等は、通行する市民の人命に危害を及ぼすだけでなく、災害時の避難に支障を来すおそれがあります。市民の安心・安全を確保し住みよい住環境を整備するため、危険なブロック塀等の除却を促進する必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備えることが、地域の防災力向上につながることから、地域等で開催される防災研修や学校の防災学習において、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の高揚に努めます。

また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

（視点 2）防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、関係機関や近隣自治体等との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段や市民に対する情報伝達手段の維持・確保を図ります。

（視点 3）防災基盤の強化

河川の改修や、雨水を排除するポンプ場等の下水道施設及び都市下水路の整備を進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の未然防止と浸水緩和に取り組みます。また、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊対策等をはじめとした防災基盤の強化に努めます。

（視点 4）建築物等の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。また、危険なブロック塀等の所有者に対する改善指導などにより除却の促進に取り組みます。

第3章 消防・救急・救助体制の充実したまち

【基本方針】

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

そのため、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組みを推進します。

【現況と課題】

- 本市では、高齢者の増加とともに、災害時に配慮を要する福祉施設などが年々増加しているため、これらの施設の防火管理体制や近隣施設・住民との協力体制の充実を図る必要があります。また、一般住宅の防火対策として防火意識の高揚、住宅用防災機器等の設置を促進していく必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で一旦災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 高齢者の増加などにより、本市の救急出動件数は年々増加しています（H30実績：6,447件）。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに救急車の適正利用の啓発についても継続的に推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災力の中核として欠かすことのできない存在ですが、近年、消防団員の確保が困難な状況となっています。そのため、消防団協力事業所表示制度の拡充をはじめ、様々な活性化策を推進し、消防団の充実・強化を図っていく必要があります。
- 消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能等が十分に発揮できるよう、計画的に更新又は整備を行っています。しかしながら、訓練施設については一定の確保はできているものの、より災害現場に即した総合的な訓練が実施できる施設の整備について検討していく必要があります。
- 消防の広域連携の推進にあっては、筑後地域7消防本部（久留米広域、大牟田、柳川、八女、筑後、甘木朝倉、みやま）合同による通信指令業務の共同運用の利点を活かし、より効率的な部隊運用の検討を推進する必要があります。また、市町村消防の広域化の推進期限が令和6（2024）年4月1日まで延長されたことから、さらに近隣自治体との広域連携の検討を推進していく必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）火災予防対策の充実

火災やその他の災害を未然に防止するため、防火対象物や危険物施設の防火・防災管理を強化するとともに、住民や事業所等との連携した消火訓練等を実施することで予防活動の推進や防災意識の啓発を図ります。

（視点 2）災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎょ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

（視点 3）消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者についても、入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の安全確保のため、装備の充実に努めるとともに、知識と技術の向上を図ります。

（視点 4）消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両及び施設等の整備に努めます。さらに、消防水利の充実のため耐震性防火水槽や水源車等の整備を検討します。

（視点 5）広域連携の推進

大規模災害に備え、近隣自治体との協力関係を深化させ、迅速な相互応援体制の確立をはじめ様々な分野で広域連携の推進を図るとともに、消防の広域化の検討を行います。

第4章 安全で良質な水があるまち

【基本方針】

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。そのため、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靱」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定運営を目指します。

【現況と課題】

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現のための方策をまとめた新水道ビジョンを平成28（2016）年3月に策定し、実現方策の取り組みを推進しています。
- 安全で良質な水を供給するには、原水から蛇口まで一貫した水質の管理が重要です。
- 令和3（2021）年8月には本市の水道は通水から100年という節目を迎えます。次の100年を見据え、水道という生活を支える貴重な財産を維持し、安全で良質な水を市民に安定して供給し続けていくためには、市民の理解と協力が不可欠です。このため、水道の仕組みや経営状況等についての市民理解を深め、水道に対する関心を高めるとともに、信頼を得るための情報発信や広報啓発活動により一層取り組む必要があります。
- 一方で、老朽管の割合（水道管の全延長に占める布設から40年以上経過した水道管の割合）は平成30（2018）年度末時点で21.3%となっており、このような老朽化した水道管は、にがり水等水質悪化の要因となることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水道料金収入は、人口の減少や節水意識の浸透等により、今後も減少傾向が見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。施設の適切な維持管理はもとより、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備や水運用（水の使用量を予測しながら、給水区域全体で弾力的かつ計画的に安定した給水を効率的に行うこと）を行う必要があります。
- 平成30（2018）年度「まちづくり市民アンケート」で水道水をそのまま飲まない理由として、「安全性に不安があるから（水質に不安があるから）」が33.6%で最も多いことから、利用者である市民へ水質検査結果に基づく安全性の周知や経営状況等の情報提供を積極的に行うとともに、イベントによる啓発等を通じ、市民とのコミュニケーションを図ることが重要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）安全な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

（視点 2）確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

（視点 3）持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

計画の実現に向けて

(大綱)

[第1章] 市民と行政がともにまちづくりを進めます

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

[第2章] 地域の魅力を積極的に発信します

住み続けたい、住みたい、訪れたいと思ってもらえる「選ばれるまち」の実現を目指し、地域の魅力を市内外へ積極的に発信します。

[第3章] 健全で効果的・効率的な行財政運営を進めます

本市を取り巻く社会環境の変化や、多種多様な行政需要への対応を行いながら、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、「選択」と「集中」の考えの下、経営の視点に立った効果的で効率的な行財政運営を進めます。あわせて、自主財源の確保や経常的な経費の抑制による自立した財政基盤を構築することで、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

[第4章] 行政サービスの利便性を高めます

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組みやICTを活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

第1章 市民と行政がともにまちづくりを進めます

【基本方針】

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

【現況と課題】

- 今後のまちづくりの課題への確かな対応を図るためには、行政だけではなく、市民や各種団体等が協働して取り組むことが重要であることから、これまでの市民と行政との協働による実践的な取り組みを踏まえ、引き続き、協働のまちづくり推進条例や市民憲章の基本理念のもと、協働のまちづくりを進めていく必要があります。
- 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市政に対する市民の関心を高めることが重要です。そのため、行政運営に関する情報を適切なタイミングで、的確にわかりやすく発信する必要があります。あわせて、行政の信頼性や透明性を高めるため、積極的な情報公開や市民の意見を行政運営に反映させていくことが必要です。
- 住民と地域の関わりの希薄化、地域の担い手の不足や高齢化などにより、地域コミュニティ機能が低下しています。このようなことから、校区まちづくり協議会の設立や自立に向けた活動を支援することにより、地域コミュニティの再構築を図る必要があります。
- 各校区まちづくり協議会においては、加入率の伸び悩みや新たな人材の発掘・育成が進まないなど、課題の解決には結びついていない状況です。また、人口減少や小学校の再編に伴う地域再編によって、新たなコミュニティの形成などの課題も生じてきています。
- 校区まちづくり協議会制度が創設され10年を迎えることから、「設立期」から「自立期」に向けた支援の在り方を検討する必要があります。特に校区まちづくり協議会活動の根幹をなしている校区まちづくり交付金制度については、地域のニーズなども踏まえ、地域の課題解決などに向けた再構築を図る必要があります。
- 地域が維持管理している防犯灯及び街路灯については、消費エネルギーの削減や地域負担の軽減を進めるなどの観点から、集中的かつ計画的なLED化が必要です。
- より良い地域社会の実現を目指し、市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組む、公益性のある市民活動のさらなる促進と活性化を図るために、市民活動団体を支援する必要があります。

【施策推進の視点】

（視点 1）協働のまちづくりの理念の共有

協働のまちづくりに関する理念やルールを明確にし、市民全体で共有することを目的とした協働のまちづくり推進条例の周知、啓発及び実践に取り組みます。あわせて、協働のまちづくりを進めていく上での基本理念として、「みずからの責任において、互いに力をあわせ、まちづくりを行う」ことを市民自らが宣言した市民憲章の啓発を進めます。

（視点 2）情報の共有

協働のまちづくりが推進できるよう、広報やホームページのほか、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）や FM たんとなどのコミュニケーションツールを活用し、市民等が求める情報を分かりやすく迅速に提供するとともに、報道機関等へタイムリーに情報提供を行うなど、積極的な情報発信や情報公開を進めます。また、市民が市政運営に参加しやすく、意見を出しやすい仕組みづくりを進めるとともに、市民から寄せられた意見については、市政への適切な反映を図ります。

（視点 3）地域コミュニティの形成

地域コミュニティの再生及び活性化の推進母体となる校区まちづくり協議会の全校区での設立を目指すとともに、協議会への加入促進・人材育成などの活動支援に取り組みます。また交付金制度の再構築や、地域活動の拠点となる校区コミュニティセンターの整備を進めます。あわせて、地域が維持管理する防犯灯及び街路灯において、一定の期間内に完全 LED 化に向けた支援を行います。

（視点 4）市民活動の促進

市民が市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるよう、市民活動に関する情報の発信と共有化を図るとともに、人材の育成・確保、市民活動団体間のネットワークづくりによる連携の強化に取り組みます。

第2章 地域の魅力を積極的に発信します

【基本方針】

住み続けたい、住みたい、訪れたいと思ってもらえる「選ばれるまち」の実現を目指し、地域の魅力を市内外へ積極的に発信します。

【現況と課題】

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、本市が「選ばれるまち」となっていくためには、まちの魅力をさらに磨き上げ、市内外に発信することで都市の良好なイメージを形成し、地域住民の愛着の醸成、更には自治体の知名度とイメージの向上を図るシティプロモーションが必要です。
- 本市には、世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産をはじめ、全国的に注目を集めているESD（持続可能な開発のための教育）や認知症支援に向けた取組みのほか、市制100周年記念事業を契機に誕生した公式キャラクター「ジャー坊」、食べ物、祭り、豊かな自然、温暖な気候、住環境などの地域資源や魅力が多くあります。しかしながら、市内居住者にとってはそれらが当たり前のものであるがゆえに魅力としての実感が薄く、また、市外居住者へ魅力が十分に伝わっていないという課題があります。
- こうした現状を踏まえ、まずは市内居住者へ大牟田の良さや魅力を十分に理解・認識してもらうこと（インナープロモーション）によって、郷土への愛着や誇りを醸成し、大牟田市に「住み続けたい」という人を増やし、さらに、市外居住者にもPRしていくこと（アウトプロモーション）によって、大牟田市に「行ってみたい」、「移り住んでみたい」という人を増やすことが重要です。
- シティプロモーションは、行政だけではなく、市全体で取り組むことが必要です。特に、市民自らが情報の受け手と同じ目線から発信する情報は、更なる共感や興味・関心につながることを期待できます。そのため、市民が市の取組みやまちの魅力に触れ、その価値を理解し、それを発信してもらえるような参加型の取組みを行うことが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）シティプロモーションの推進

本市の取り組みや様々な魅力に触れる機会を増やし、本市のイメージや知名度の向上につなげます。あわせて、市民・団体・企業などとともに様々なメディアや SNS などの情報ツールを活用した情報発信を行います。

（視点 2）移住・定住の促進

本市の魅力である交通の利便性や生活のしやすさについて触れる機会を増やすとともに、フェア出展などを行い、移住人口の増加を図ります。また、市民、特に若い世代が本市の魅力を再認識する機会を増やすほか、本市の住みやすさを実感してもらえる情報発信を積極的に行うことで定住を促進します。

第3章 健全で効果的・効率的な行財政運営を進めます

【基本方針】

本市を取り巻く社会環境の変化や、多種多様な行政需要への対応を行いながら、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、「選択」と「集中」の考えの下、経営の視点に立った効果的で効率的な行財政運営を進めます。あわせて、自主財源の確保や経常的な経費の抑制による自立した財政基盤を構築することで、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

【現況と課題】

- 少子高齢化や人口減少、市民ニーズの多様化が進む中、市税収入の増加は望めず、その一方で、社会保障関連費や老朽化が進む公共施設の維持改修、更新等に多額の財源が必要と想定されるなど、本市を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。今後も、市民生活に必要な行政サービスを提供しながら、地域の実情に沿ったまちづくりを進めるためには、限られた資源の中、より効果的で効率的な行財政運営が求められます。
- 本市では、経営の視点に立ち、限られた資源で最大の効果を生む行政マネジメントシステムの構築に取り組んでおり、今後もPDCAサイクルの推進による行政運営を進める必要があります。あわせて、人口規模に応じた計画的な職員数の見直しを進めながらも、働きやすい環境づくりやワークライフバランスを実現するため、民間活力の導入やICTなどを活用した業務の効率化・簡素化を進めるとともに、職員一人一人が能力と意欲を最大限に発揮できる人材育成や職場環境づくりが必要となります。
- 本市の財政は、これまでの行財政改革の取り組みによる人件費や公債費の抑制と、国による地方交付税の臨時的な上乗せなどにより、実質収支の黒字は継続しています。しかしながら、財政の健全性を示す経常収支比率や実質公債費比率等の財政指標は、依然として、類似団体の平均よりも高い数値となっており、改善が必要な状況です。
- 次の世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため、自主財源の確保に直結する市税の適正課税や収納率の維持・向上をはじめ、様々な方策による歳入の確保を行うとともに、計画的な公共施設の長寿命化や統廃合、市債発行額の抑制や基金残高の確保等に継続して取り組むことが必要です。
- 市民の生活圈や経済圏は、既存の行政区域を越えて広がる一方で、人口減少や少子高齢化の影響により単独自治体で現行の行政サービスの維持は困難になることが予測されています。そうした中、本市を中心市として、みやま市・柳川市・荒尾市・南関町・長洲町との有明圏域定住自立圏を形成し、相互で役割を分担し、各自治体の有する地域資源や特性を活かした取組みを進めています。今後も定住自立圏をはじめ、様々な枠組みによる自治体間の連携を進めながら、必要とされる行政サービスを圏域全体として維持するとともに、将来にわたって安心して暮らし続けることが出来る、魅力ある地域づくりを進めていくことが必要です。

【施策推進の視点】

（視点 1）成果を重視した持続可能な行財政運営

行政マネジメントシステムを活用しながら、成果重視型の行財政運営を推進します。あわせて、職員の経営意識とやる気を高めるための人材育成や職場環境づくり、民間活力の導入や自動化・省力化へつながる ICT の活用を進め、行財政運営の基盤づくりを進めます。また、事業の見直しや改善等を行い、経常的な経費を抑制するとともに、公債費の抑制や公共施設の統廃合等により、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

（視点 2）適正課税の推進と公平・公正な徴収

自主財源である市税収入の確保については、課税客体の把握と申告漏れを無くすことに努め、公平・公正かつ適正な課税を推進します。また、収納にあたっては、納税義務者の利便性の向上に努めるとともに、公平・公正の観点から徴収業務に取り組むことにより、収納率の維持・向上を図ります。

（視点 3）公有財産の適正な維持管理と有効活用

公共施設の維持管理については、予防保全工事等を実施し、必要とされる施設の長寿命化や管理コストの縮減に努めます。あわせて、今後も市民が必要とするサービスを維持・向上していく観点から、施設機能の維持や有効活用を図るとともに、将来的に財政へ与える影響や将来世代の負担などを踏まえ、統廃合や売却等による施設総量の削減に向けた検討を進めます。

（視点 4）広域連携の推進

有明圏域定住自立圏の中心市として圏域自治体との連携を進め、圏域全体として住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、限られた行政資源の有効活用に向けた検討を進めます。また、近隣市町との連携・協力の下、地域の一体的な振興のため、筑後田園都市推進評議会、大牟田・荒尾地域振興推進協議会等を通じ、地域の共通課題の解決に向けて取り組みます。

第4章 行政サービスの利便性を高めます

【基本方針】

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取り組みや ICT を活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

【現況と課題】

- 市民が利用する市役所の各窓口では、市民にとってわかりやすく、丁寧な対応が求められています。また、諸証明発行や申請手続きの窓口が複数課にまたがっているため、窓口の集約化や手続きの簡略化、来庁しやすい時間帯へ受付時間を拡大するなどの利便性向上が求められています。
- 市民の移動負担の軽減や時間的制約の解消のため、コンビニエンスストアにおける諸証明書の取得を可能とし、さらにその種類を拡大しました。また、窓口の混雑緩和のため、受付管理システムを導入し、窓口の混雑状況（待ち組数）をインターネットで確認できるようにしました。これらの利用促進に向けた市民への周知が必要です。
- 平成29(2017)年11月には、社会保障・税番号（マイナンバー）制度による社会保障や税などの分野で情報連携が開始されました。今後も、国においては、順次、マイナンバーカードの利用拡大が進められることとなっています。本市としては、同制度の適正な制度運用を図るとともに、カードの普及状況・導入効果をふまえた市独自利用の検討も行いながら、マイナンバー制度の目的である各種行政手続等における簡素化及び行政サービスの利便性向上、行政運営の効率化を図る必要があります。
- インターネットの利用により、行政手続きを自宅等で簡単に、短時間で行うことができるよう対応を図るなど、様々な分野におけるICTを効果的に利活用することで、本市が抱える様々な課題への対応や、市民が便利で快適な暮らしを実現できることが求められています。また、今後の電子市役所の構築及び情報化の推進においては、災害発生時等においても継続してサービスを提供できるような対策を講じるとともに、情報セキュリティを確保し適切な対応を図っていくことが重要です。
- 市の庁舎は、昭和11年の本館建設以来、増築を重ねてきましたが、耐震性能などの安全性の確保、分かりやすさ、バリアフリー化など現代の庁舎ニーズへの対応が課題となっており、これらの課題に対応していくには庁舎整備を推進していく必要があります。なお、庁舎整備には多額の費用が必要となることから、事業費の精査を行うとともに計画的な基金の積立や有利な財源の活用等を検討します。

【施策推進の視点】

（視点 1）窓口サービスの利便性の向上

行政手続きの簡素化や受付時間の拡大、コンビニエンスストアでの諸証明の交付などによる利便性の向上、及び受付業務における接遇向上に努め、市民から信頼される窓口サービスを提供します。

（視点 2）ICT の活用

国の IT 戦略や新たな情報通信技術を参考としながら、受付窓口や電子申請などに ICT を活用し、行政手続きの利便性を高めるとともに、市民の待ち時間の削減を目指します。また、情報セキュリティ対策と情報資産の適正な管理・運用を行います。

（視点 3）庁舎整備の推進

現在の庁舎が抱える課題等の解決を図るため、基本構想の策定や設計などを実施し、改修や建て替えによる庁舎整備を推進します。